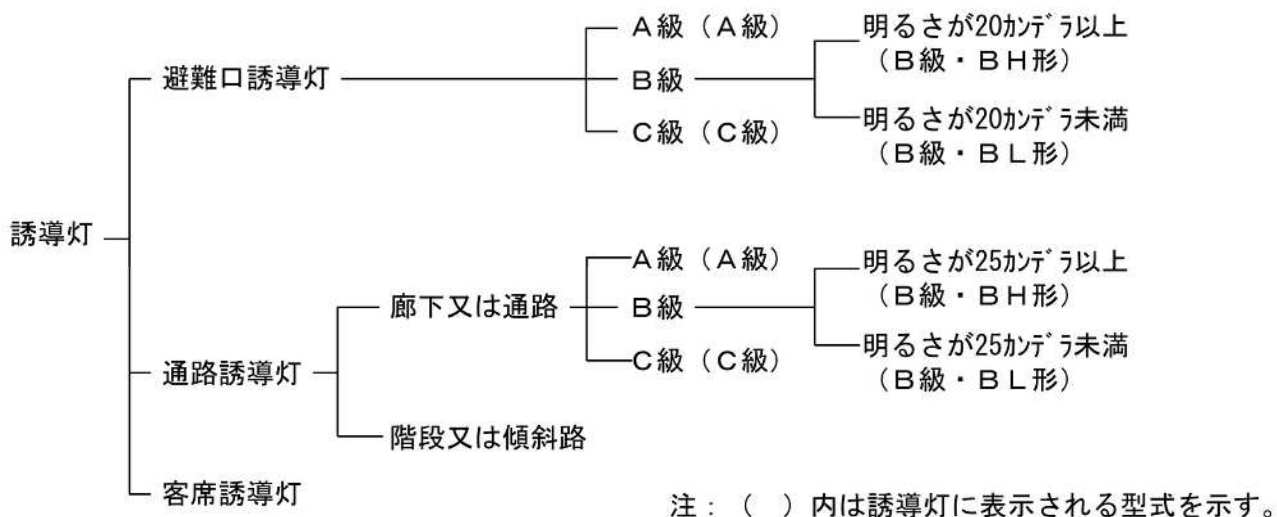


## 第 18 誘導灯・誘導標識

誘導灯は、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時、防火対象物に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、避難上有効な照度を与える灯火をいう。

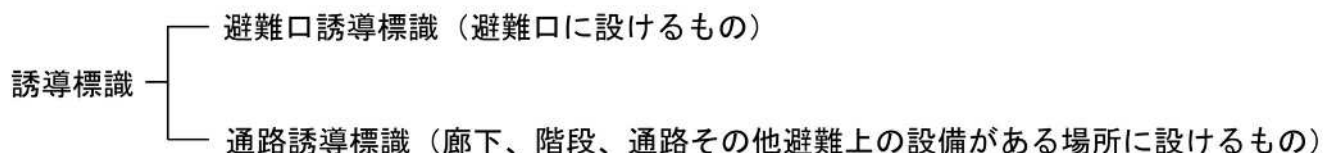
### <誘導灯の区分による種類>



誘導標識は、火災時、防火対象物内に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。

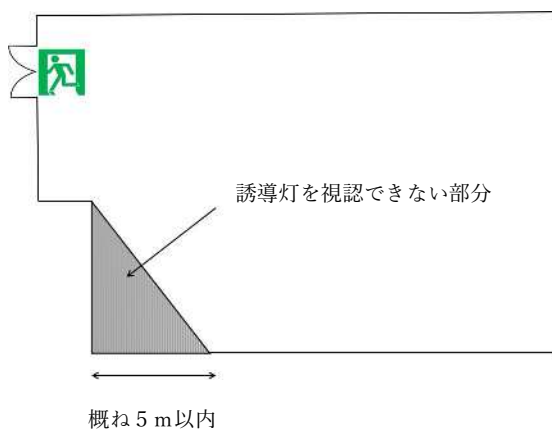
蓄光式誘導標識は、燐光等により光を発する誘導標識をいう。JIS Z 8716 の常用光源蛍光ランプ D65 により、照度 200 ルクスの外光を 20 分間照射し、その後 20 分経過した後における表示面が 24mcd (ミリカンデラ) / m<sup>2</sup>以上、100mcd / m<sup>2</sup>未満の平均輝度を有するものを中輝度蓄光式誘導標識といい、100mcd / m<sup>2</sup>以上のものを高輝度蓄光式誘導標識という。

### <誘導標識の区分による種類>

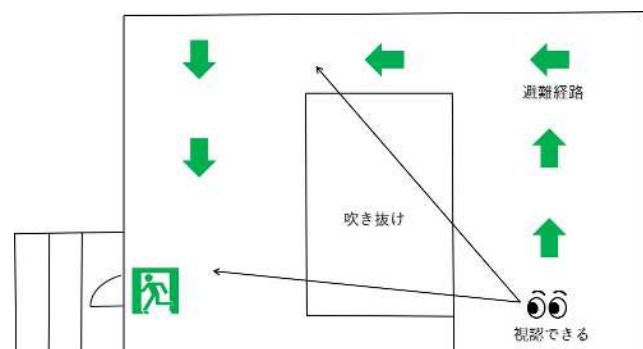


## 1 用語の定義

- (1)「点滅装置」とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、自動的にキセノンランプ、白熱電球、蛍光ランプ又は LED が点滅する装置をいう。
- (2)「誘導音装置」とは、自動火災報知設備から火災信号を受けたとき、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (3)「信号装置」とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (4)「避難施設」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外へ出られる出入口をいう。
- (5)「居室」とは、建基法第 2 条第 4 号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに類する室をいう。
- (6)「廊下等」とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (7)「避難口」とは、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に規定する出入口をいう。
- (8)「主要な避難口」とは、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに規定する出入口をいう。
- (9)「最終避難口」とは、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに規定する屋内から直接地上に通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）をいう。
- (10)「直通階段の出入口」とは、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ロに規定する直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）をいう。
- (11)「非常用の照明装置」とは、建基政令第 126 条の 4 及び第 126 条の 5 に規定されているもので、配線方式、非常電源等を含め、建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。
- (12)「容易に見とやすことができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が概ね 5 m 移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、容易に見とやすことができるものとして取扱う。（第 18-1 図参照）  
 なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。（第 18-2 図参照）



第 18-1 図



第 18-2 図





## 2 誘導灯の構造・区分

### (1) 誘導灯の区分

① 誘導灯については、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯の3つに区分される。

(第 18-1 表参照)

第 18-1 表

区 分	主な目的		姿 図
避難口誘導灯	避難口の位置の明示		
通路誘導灯	階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向を明示	
	階段又は傾斜路に設けるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難上必要な床面照度の確保</li> <li>・ 避難方向の明示</li> </ul>	
客席誘導灯	避難上必要な床面照度の確保		

② 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、表示面の縦寸法及び表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の積をいう。）を有するものとしなければならない。（第 18-2 表参照）

第 18-2 表

区 分	表示面の縦寸法 (m)		表示面の明るさ (カンデラ)
	A 級	B 級	
避難口誘導灯	A 級	0.4 以上	50 以上
	B 級	0.2 以上 0.4 未満	10 以上
	C 級	0.1 以上 0.2 未満	1.5 以上
通路誘導灯	A 級	0.4 以上	60 以上
	B 級	0.2 以上 0.4 未満	13 以上
	C 級	0.1 以上 0.2 未満	5 以上

- ③ 視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）に関連する表示面の縦寸法と表示面の明るさ（＝表示面の平均輝度×面積）により、それぞれ A 級、B 級及び C 級に細区分されている。（第 18-3 表参照）

第 18-3 表

電源の別	区 分		平均輝度 (カンデラ/m <sup>2</sup> )
常用電源	避難口誘導灯	A 級	350 以上 800 未満
		B 級	250 以上 800 未満
		C 級	150 以上 800 未満
	通路誘導灯	A 級	400 以上 1000 未満
		B 級	350 以上 1000 未満
		C 級	300 以上 1000 未満
非常電源	避難口誘導灯	100 以上 300 未満	
	通路誘導灯	150 以上 400 未満	

## (2) 誘導灯の有効範囲

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次の①又は②に定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする。

この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が 10m 以下となる範囲とする。

## ① 第 18-4 表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A 級にあつては縦寸法 0.4m、B 級にあつては 0.2m、C 級にあつては 0.1m を基本に定められたものであること。

第 18-4 表

		区 分	距離 (m)
避難口誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボルがないもの	60
		避難の方向を示すシンボルがあるもの	40
	B 級	避難の方向を示すシンボルがないもの	30
		避難の方向を示すシンボルがあるもの	20
	C 級	※	15
通路誘導灯	A 級		20
	B 級		15
	C 級		10

※避難口誘導灯のうち C 級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていない。

② 次式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

D は、歩行距離（単位 m）

h は、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位 m）

k は、第 18-5 表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第 18-5 表

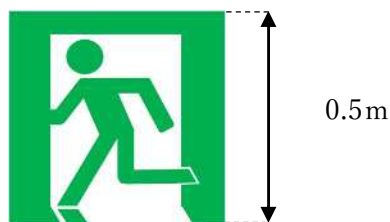
区 分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルがないもの	150
	避難の方向を示すシンボルがあるもの	100
通路誘導灯		50

（算定例）

区分：避難口誘導灯 A 級（避難の方向を示すシンボルなし）

表示面積寸法：0.5m

$k \times h = D$ $150 \times 0.5 = 75m$
---



（3）誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、規則第 28 条の 3 第 1 項、同条第 2 項及び「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号）によること。

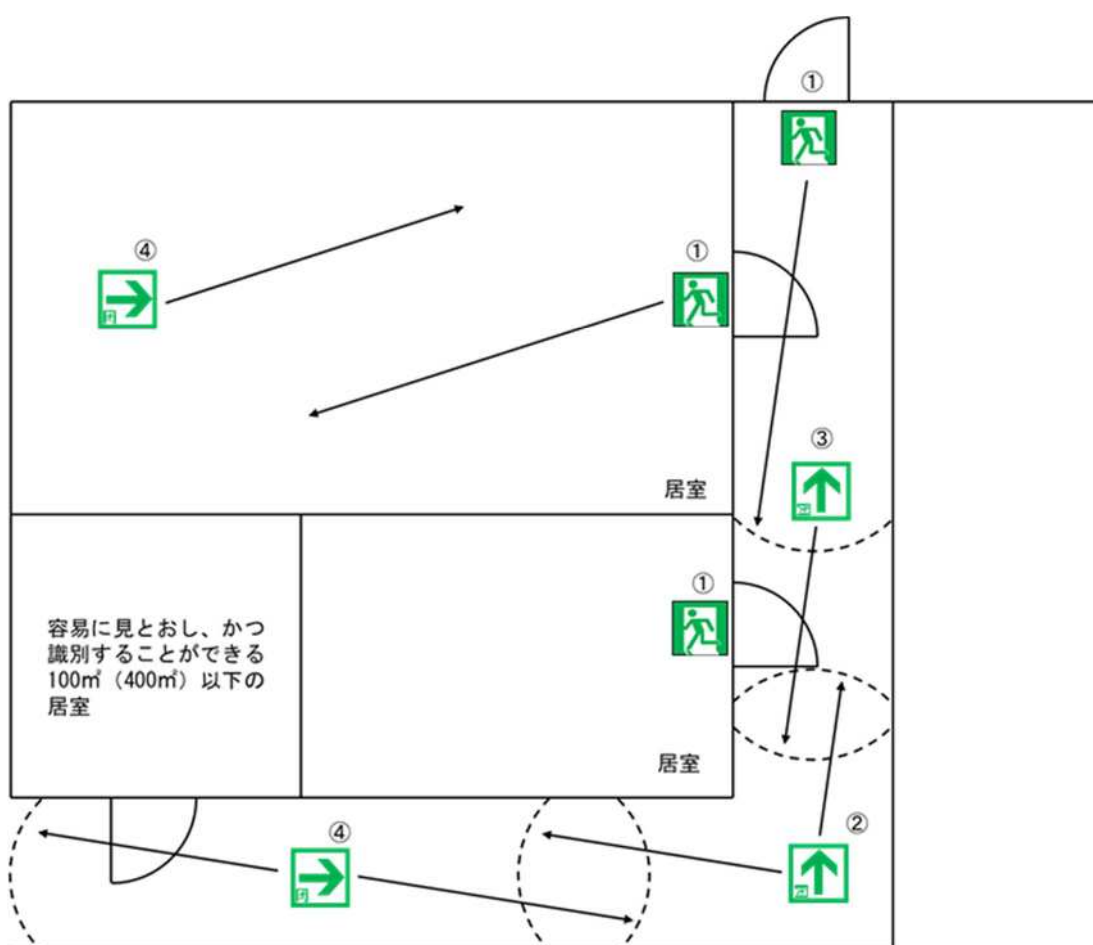
なお、誘導灯は、原則として、認定品を設置すること。☞

### 3 設置等に関する基本事項

設置及び設置を要しない防火対象物の部分についての基本的な考え方については、次のとおりとする。

#### (1) 設置を要する場合の基本的な考え方（第 18-3 図参照）

- ① 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。
- ② 曲り角に通路誘導灯を設ける。
- ③ 主要な避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける。
- ④ 廊下又は通路の各部分について、誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合は、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。
- ⑤ 前①から④のほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造、日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。



第 18-3 図 避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

#### (2) 設置を要しない場合の基本的な考え方

- ① 階段又は傾斜路以外の設置を要しない部分
  - ア 階段又は傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性及び主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯及び誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断されるものであること。また、地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、当該免除要件の対象外であること。

イ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接識別できることが必要であること。また、規則第 28 条の 2 第 1 項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第 2 項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

② 階段又は傾斜路の設置を要しない部分

階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置（以下「非常用照明」という。）により、避難上必要な照度が確保され、かつ、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。

なお、この場合における非常用照明は、点滅器が設けられているものも含む。

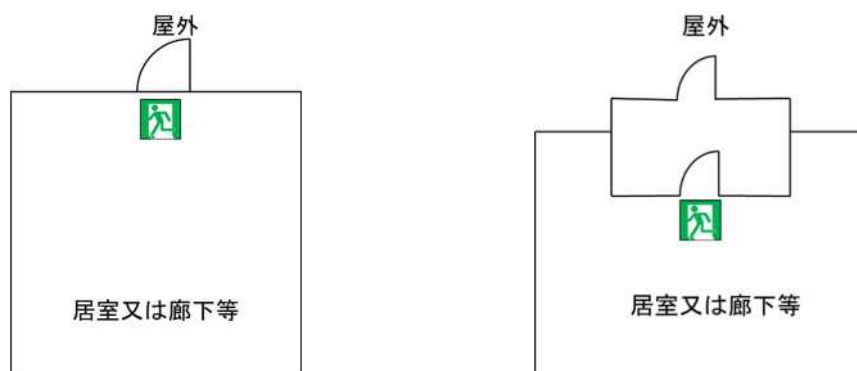
#### 4 避難口誘導灯

(1) 設置方法

① 設置箇所

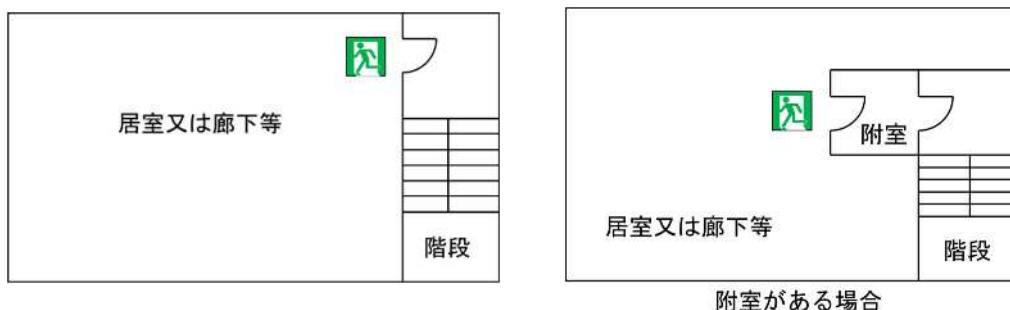
ア 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる避難口に設置すること。

(ア) 最終避難口（第 18-4 図参照）



第 18-4 図 屋内から直接地上へ通ずる出入口（例）

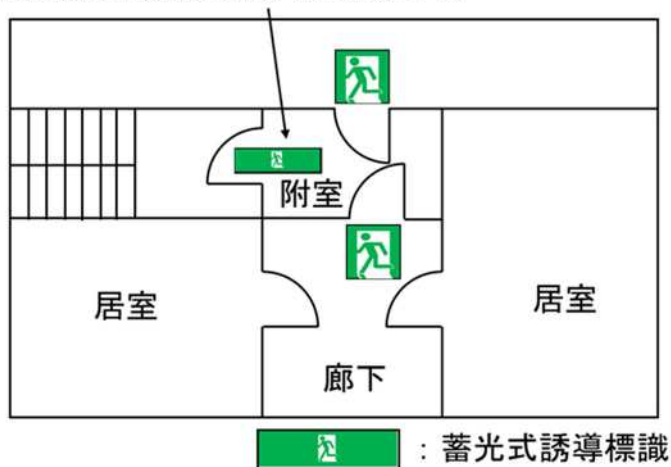
(イ) 直通階段の出入口（第 18-5 図参照）



第 18-5 図 直通階段の出入口（例）

階段の附室内に複数出入口があり、階段への出入口が識別できない場合は、当該出入口に蓄光式誘導標識を設置すること。☞（第 18-6 図参照）

蓄光式誘導標識の設置を指導する



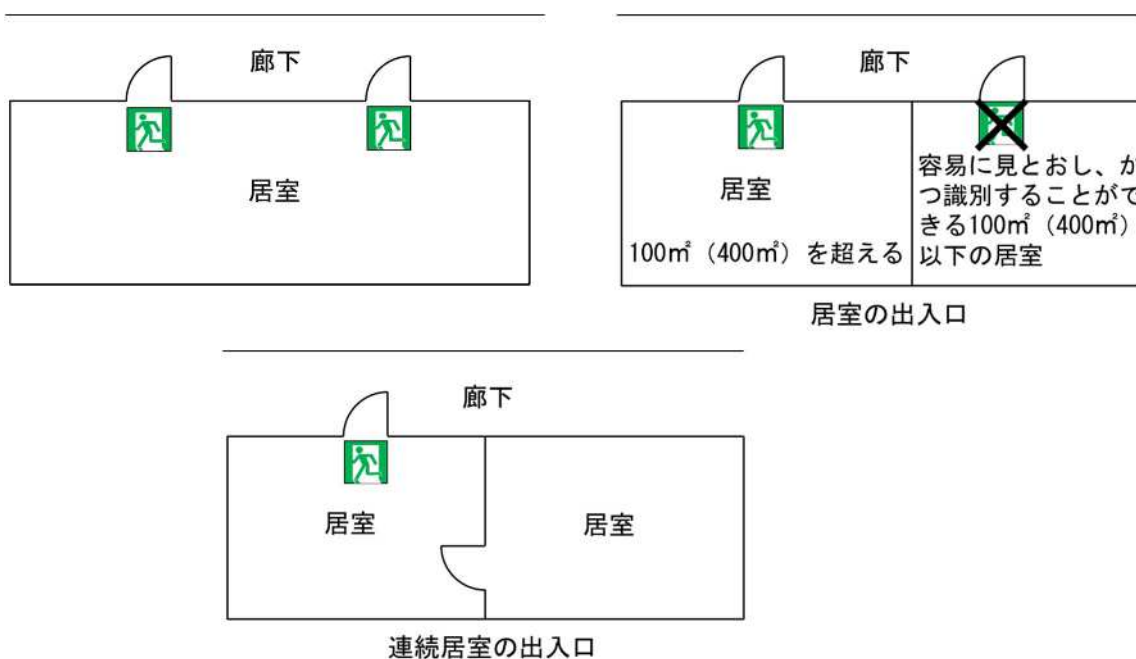
第 18-6 図 直通階段の出入口（例）

(ウ) 前 (ア) 又は (イ) に掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（第 18-7 図参照）

ただし、次の a 及び b の要件に適合する居室の出入口を除く。

- a 居室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別できること。
- b 当該居室の床面積は 100 m<sup>2</sup>（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者が使用するものにあつては 400 m<sup>2</sup>）以下であること。

なお、連続居室で合計面積が 100 m<sup>2</sup> 以下であっても、隣接する居室を通過して廊下に至る場合には、廊下に面する避難口に誘導灯の設置が必要となる。



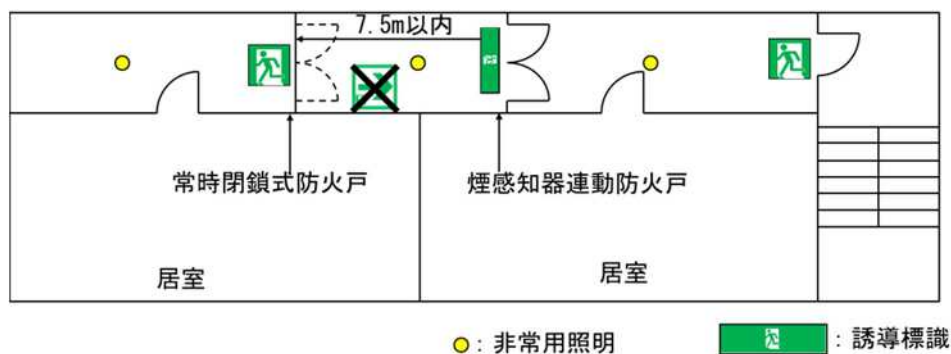
※連続居室の合計面積が100m<sup>2</sup>以下であっても設置を要す。

第 18-7 図 居室から廊下へ通ずる出入口（例）



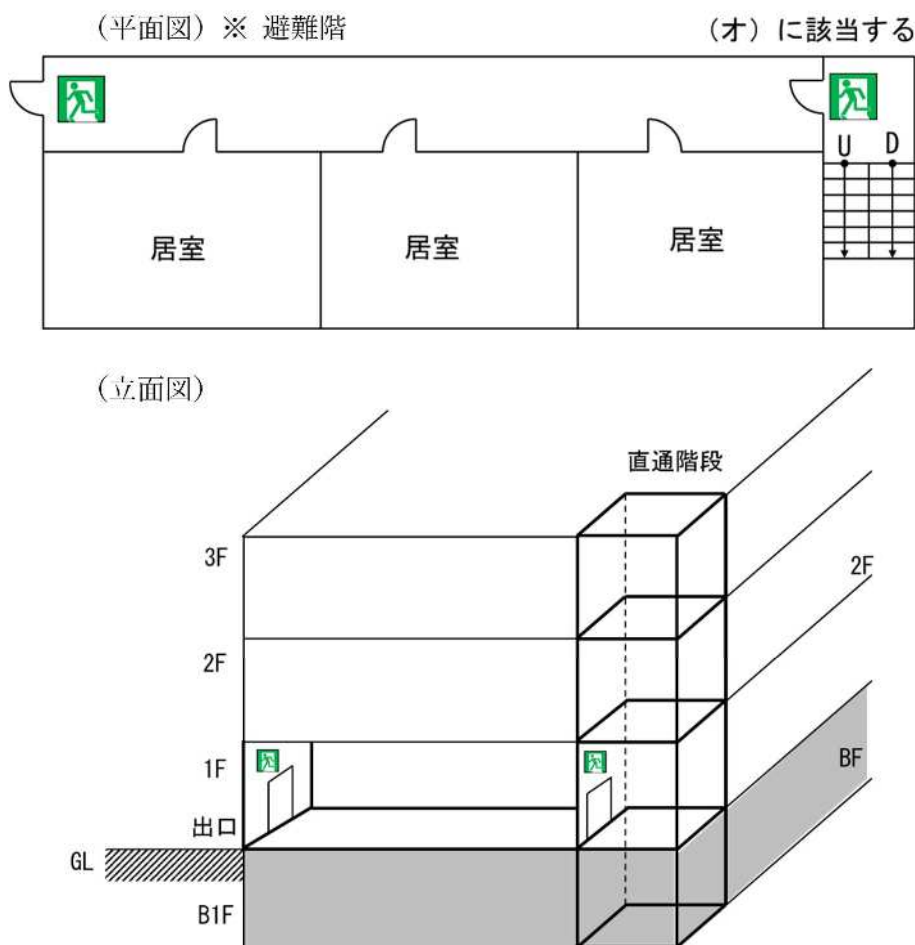
(エ) 前 (ア) 又は (イ) に掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの(くぐり戸付きの防火シャッターを含む。)がある場所。ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度が確保されるように非常用照明が設けられている場合を除く。

(第 18-8 図参照)



第 18-8 図 廊下の途中にある防火戸 (例)

(オ) 地上へ通じている直通階段の階段室から避難階の避難経路となる廊下等へ通じる出入口には、避難口誘導灯を設置することが望ましい。(第 18-9 図参照)



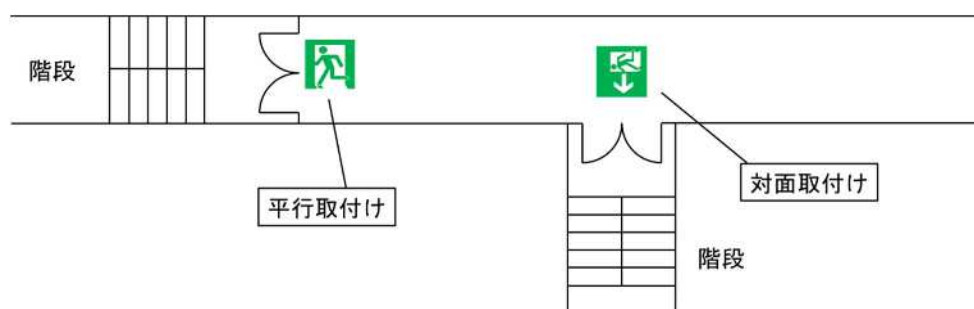
第 18-9 図 直通階段の階段室から廊下等へ通ずる出入口 (例)

(カ) 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出入口には、避難口誘導灯を設けること。ただし、非常用照明が設置されているなど、十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。

② 設置要領

ア 避難口誘導灯は、防火対象物又はその部分の避難口に、表示面を多数の者にふれやすい位置に避難上有効なものとなるように設けること。

なお、廊下等から曲折して避難口に至る場合にあっては、矢印付きのものを設置し、表示面が廊下等に対面するように設置することが望ましい。☞ (第 18-10 図参照)

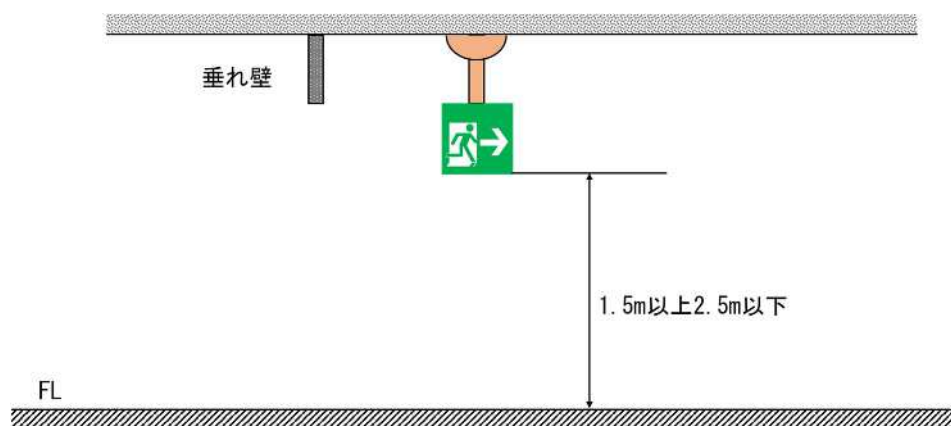


第 18-10 図 避難口誘導灯の設置 (例)

イ 避難口上部又はその直近に、床面から誘導灯下面までの高さが 1.5m 以上 2.5m 以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、この限りでない。☞

なお、直近に垂れ壁等がある場合は、当該垂れ壁等より下方に設けること。☞

(第 18-11 図参照)



第 18-11 図 避難口誘導灯の設置高さ (例)


ウ 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

エ 避難口誘導灯を第 18-6 表に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、同表の誘導灯の区分によること。

第 18-6 表

防火対象物の区分	当該階の床面積	
	1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上
(1)~(4)		
(5)	イ	※2
	ロ	
(6)		※2
(7)、(8)		
(9)	イ	
	ロ	
(10)		
(11)~(15)		
(16)	イ	※1 ※2
	ロ	
(16 の 2)		
(16 の 3)		


※1 令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表 (1) ~ (4) 項、(9) 項イの用途に供される部分が存する階に限る。

 A 級又は B 級以上 (表示面の明るさが 20 カンデラ以上のもの又は点滅機能を有するもの。)


 B 級 BH 以上 


※2 令別表第 1 (5) 項イ及び (6) 項に掲げる防火対象物の階又は同表 (16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表 (5) 項イ及び (6) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものにあつては、B 級 BH 形以上とすること。

 C 級以上

オ 第 18-6 表の C 級以上に該当する防火対象物又はその部分について、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあつては、A 級又は B 級以上 (表示面の明るさが 20 カンデラ以上のもの又は点滅機能を有するもの。) を設置すること。 

カ 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。

キ 地震動等に耐えられるよう壁又は天井等に堅固に固定すること。 

ク 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい灯火等、広告物及び掲示物等を設けないこと。また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明は、火災等の非常時において停止させる措置を講じること。 

(2) 高層建築物等については、次の①及び②によること。

① 誘導灯は、点滅型誘導灯とし、点滅型誘導灯の構造及び性能に関する基準 (昭 58.5.9 消防予第 75 号) により設けること。

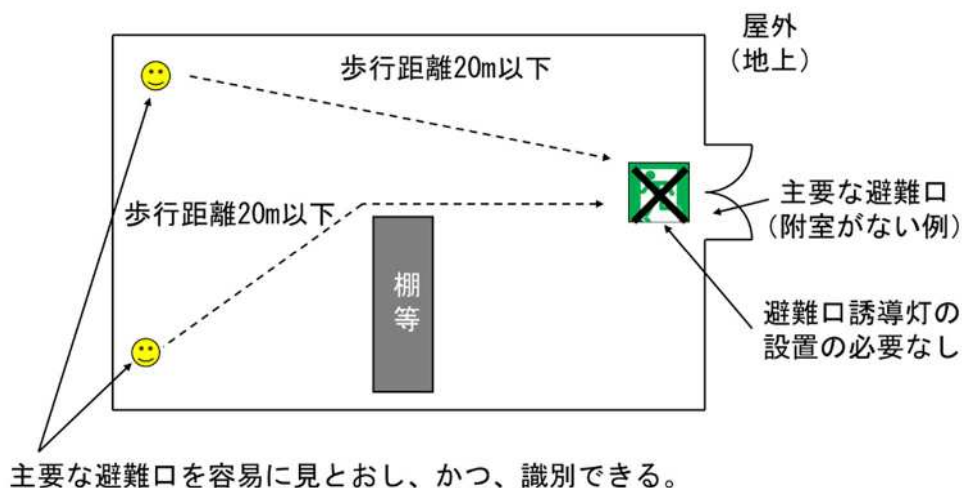
② 階段室から屋上避難広場への出入口には、避難口誘導灯を出入口の両側それぞれに設けること。

(3) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

① 避難階（無窓階を除く。）の場合

令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては 20m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。

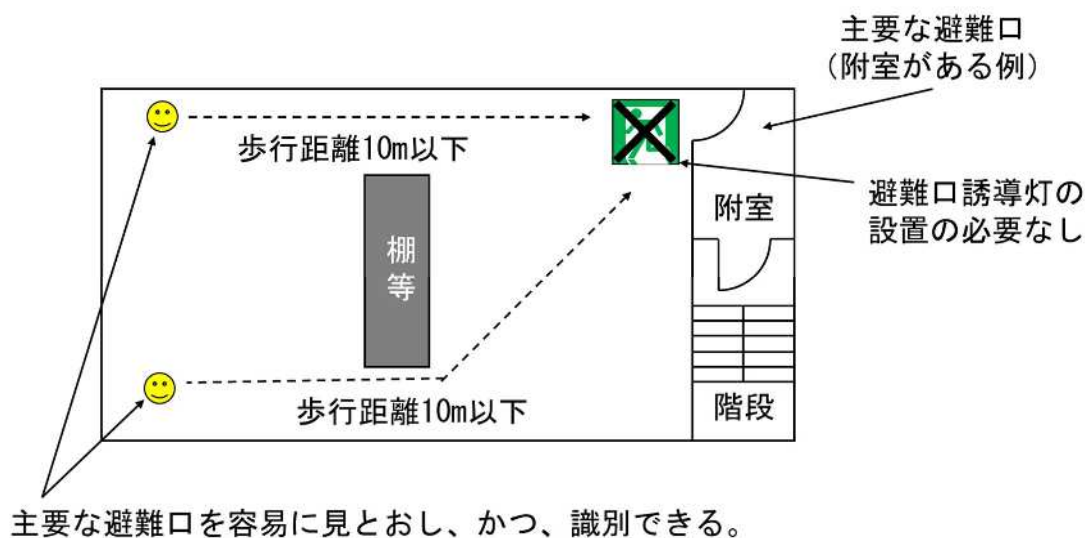
(第 18-12 図参照)



第 18-12 図

② 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から直通階段の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 10m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。(第 18-13 図参照)

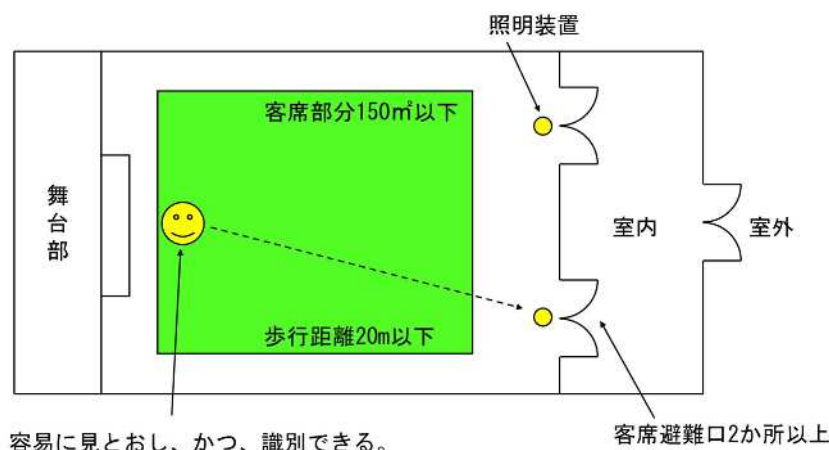


第 18-13 図

③ 避難階に客席を有する劇場等の避難階の場合

令別表第 1 (1) 項に掲げる防火対象物の避難階（床面積 500 m<sup>2</sup>以下で、かつ、客席の床面積が 150 m<sup>2</sup>以下のものに限る。）で、次のアからエに該当するものは、避難口誘導灯の設置を要しない。（第 18-14 図参照）

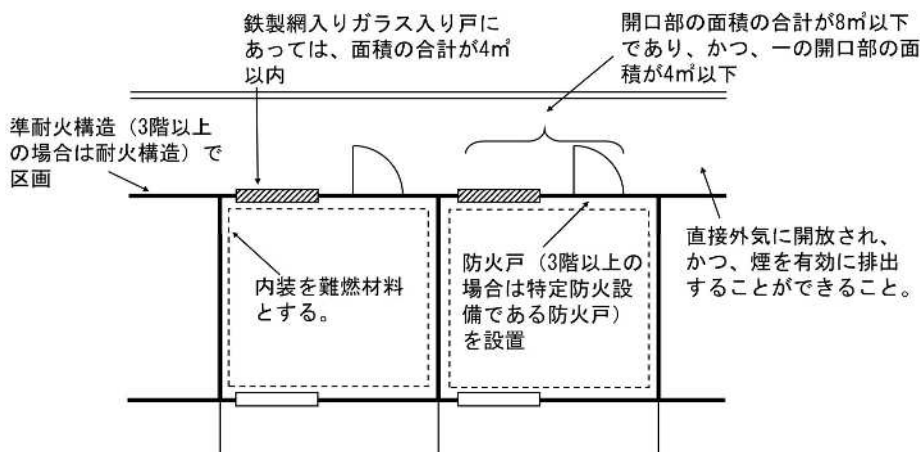
- ア 客席避難口（客席に直接面する避難口をいう。以下同じ。）を 2 以上有すること。
- イ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が 20m 以下であること。
- ウ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。
- エ 前ウの非常電源から照明装置までの配線は、耐火配線とすること。



第 18-14 図 劇場等の誘導灯の設置緩和（例）

④ 規則第 28 条の 2 第 1 項第 4 号の規定については、次によること。

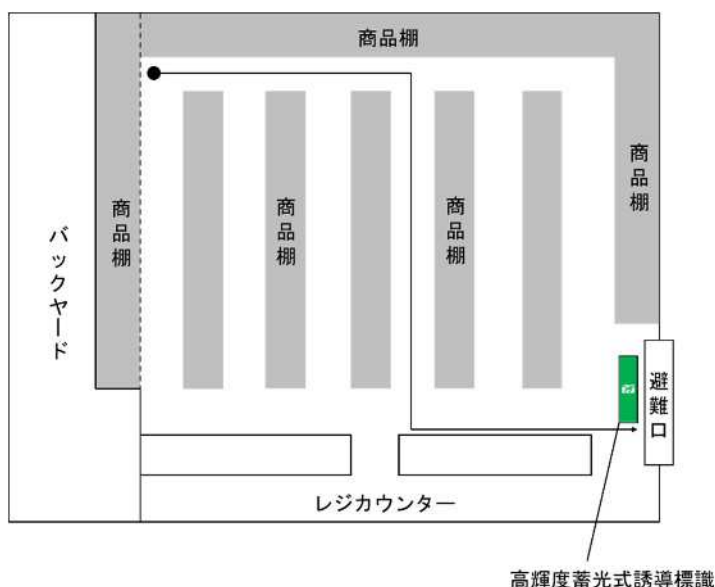
- ア 令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物のうち、同表 (5) 項ロの用途に供する部分が存し、かつ、その他の部分が同表 (6) 項ロ及びハのみで構成されたものであること。
- イ 令別表第 1 (6) 項ロ及びハにあっては、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限ること。
- ウ 令別表第 1 (6) 項ロ及びハの用途に供される部分を、規則第 28 条の 2 第 1 項第 4 号イからホの規定により区画されている場合は、同表 (5) 項ロの用途に供される部分（地階、無窓階及び 11 階以上の階の部分を除く。）において避難口誘導灯の設置を要しないもの。
- エ 規則第 28 条の 2 第 1 項 4 号イからホに規定する区画は、第 18-15 図を参照すること。



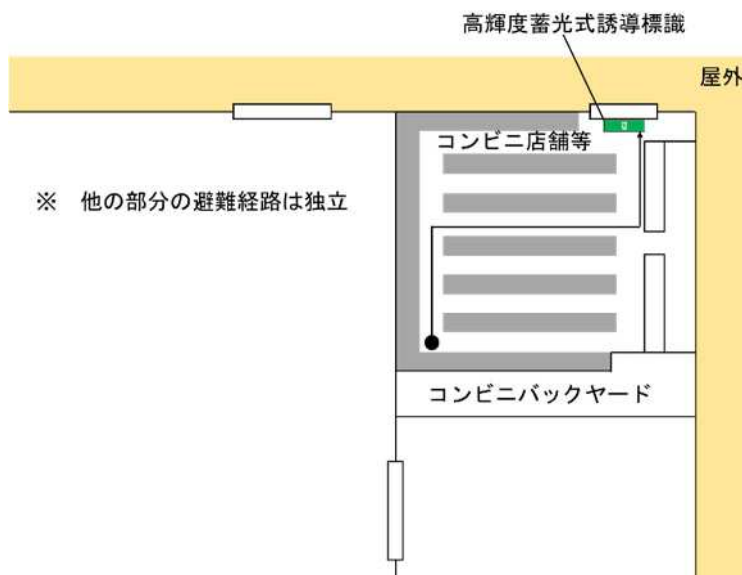
第 18-15 図 (6)項ロ及びハの用途に供される居室の区画（例）

## ⑤ 避難が容易であると認められる居室

- ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(ア)から(エ)に該当するもの。(第18-16図、17図参照)
- (ア) 直接地上に通ずる避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有していること。
- (イ) 室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。
- (ウ) 避難口の上部又はその直近の箇所に、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。
- (エ) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保有するために必要な照度が採光又は照明により確保されていること。また、性能を保持するために必要な照度が確保されている箇所とは、次によること。
- a 前(イ)の歩行距離が、概ね15m未満の場合  
 停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、概ね100mcd/m<sup>2</sup>以上の平均輝度となる照度であること。当該設置における照明器具が一般的な蛍光灯である場合、高輝度蓄光式誘導標識の設置個所における照度は200ルクス以上であること。
- b 前(イ)の歩行距離が、概ね15m以上の場合  
 停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、概ね300mcd/m<sup>2</sup>以上の平均輝度となる照度であること。また、避難上有効な視認性を確保するため、次式により値を算出して、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の長さを確保すること。
- $$D \leq 150 \times h$$
- D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離(m)  
 h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法(m)
- c 高輝度蓄光式誘導標識設置の可否について  
 別添1に基づき照度を測定し蓄光式誘導標識の試験データと誘導標識設置場所の照度等測定結果を照合し、適合するものであること。  
 なお、当該試験データは登録認定機関で誘導標識の認定時のものとする。
- d LED等の照明器具が設置されている場所
- (a) LED光源の試験データと同一のLED照明器具が設置されている場合  
 別添1に基づき照度を測定し、測定結果と当該LED光源の試験データを照合し適合するものであること。
- (b) LED光源の試験データがないLED照明器具が設置されている場合  
 別添1に基づき照度及び紫外線強度を測定し、その他LED光源の試験データを照合し適合するものであること。
- (オ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、当該標識と紛らわしい又は遮る広告物、掲示板等を設けないこと。



第 18-16 図 避難口誘導灯の設置緩和（例）（単独建屋の場合）



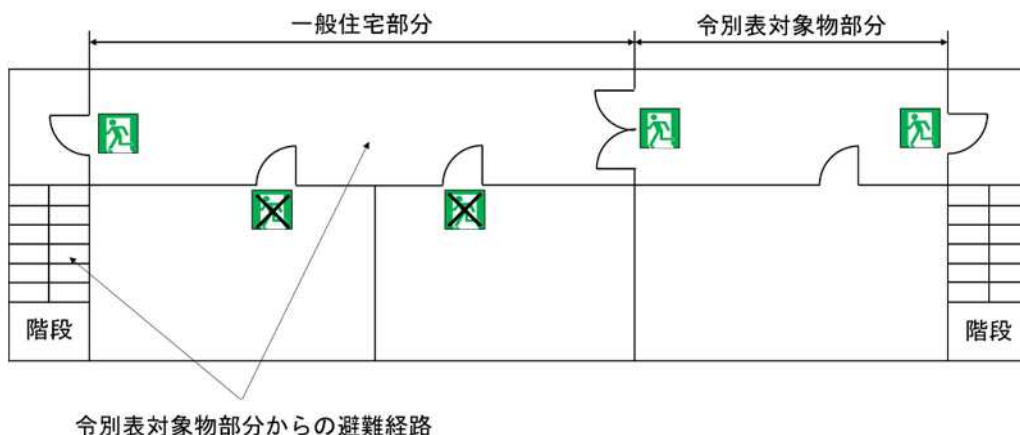
第 18-17 図 避難口誘導灯の設置緩和（例）（防火対象物の一部に当該居室が存する場合）

(4) 避難口誘導灯の設置免除について

防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条の規定を適用し、避難口誘導灯の設置を免除することができる。

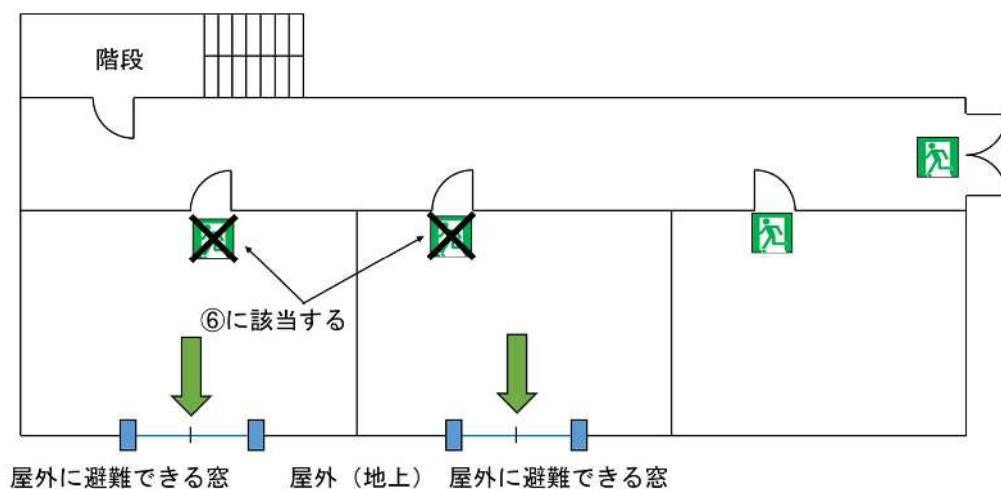
- ① 避難階であり、かつ、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし識別することができるもので、その一に至る距離が 10m 以下であること。
- ② 令別表第 1 に掲げる防火対象物（非特定防火対象物に限る。）で、開口部にシャッターを設けたために無窓階と判定され誘導灯を設置しなければならないもので、公開時間又は就業期間中はシャッターを開放しており、前記時間外はシャッターを閉じ無人になるもの。
- ③ 令別表第 1 (14) 項に掲げる防火対象物の無窓階が避難階であり、かつ、各部分から避難口の一に至る歩行距離が 30m 以下であること。

- ④ 令別表第 1 に掲げる防火対象物に存する一般住宅部分であること。ただし、令別表対象物部分からの避難経路となる部分には設置すること。(第 18-18 図参照)



第 18-18 図 避難口誘導灯の設置緩和 (例)

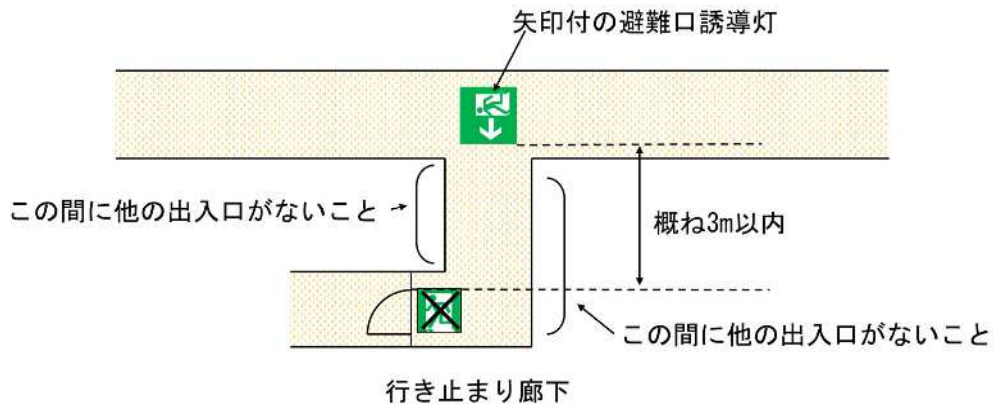
- ⑤ 特定用途以外の部分のみが存する階の直接外気に開放された階段及び廊下等であること。  
ただし、特定用途の部分からの避難経路となる部分には設置すること。
- ⑥ 防火対象物の避難階で居室の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口であること (第 18-19 図参照)。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
- ア 令別表第 1 (1) 項及び (4) 項で、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の防火対象物  
イ 令別表第 1 (16) 項イの用途で、かつ、(1) 項及び (4) 項の用途に供する床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの



第 18-19 図 避難口誘導灯の設置緩和 (例)

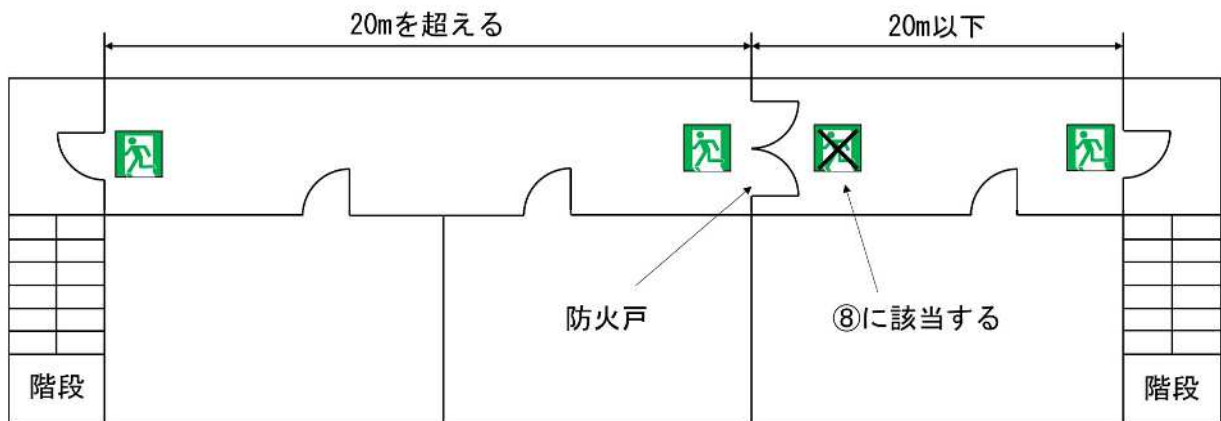


- ⑦ 廊下等の屈折から避難口までの間に他の居室等の出入口がなく、避難口の位置から概ね 3 m 以内で当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる位置に矢印付の避難口誘導灯を設けた場合（第 18-20 図参照）



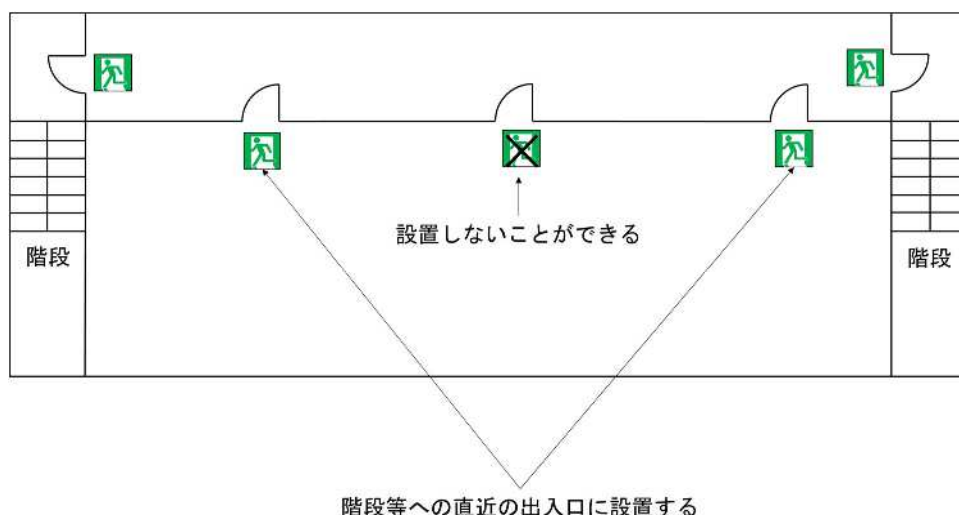
第 18-20 図 避難口誘導灯の設置緩和（例）

- ⑧ 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号二に規定する場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その歩行距離が 20m 以下となる部分（第 18-21 図参照）



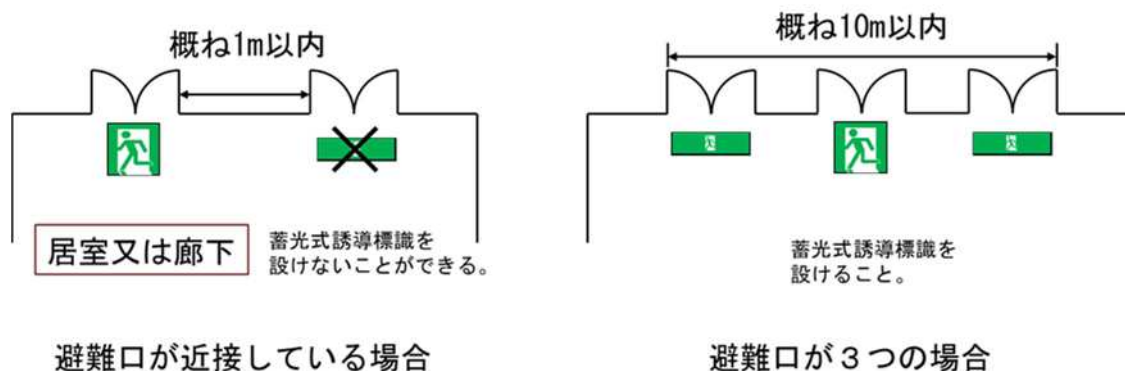
第 18-21 図 避難口誘導灯の設置緩和（例）

- ⑨ 誘導灯を設置しなければならない居室等で、他の居室等又は廊下及び通路に通ずる出入口が 2 以上ある場合は、直接地上へ通ずる出入口及び階段、傾斜路等の避難施設に至る直近の出入口に設置すれば足りる。ただし、劇場、映画館その他多数の者を収容する居室等で避難上支障があると認められるものは、直近以外の出入口にも設置すること。（第 18-22 図参照）



第 18-22 図 避難口誘導灯の設置緩和（例）

- ⑩ 最終避難口が近接して 2 以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯により容易に識別することができる場合は、他の避難口には、誘導灯を設置しないことができる。ただし、他の避難口には状況により、蓄光式誘導標識を設置すること。（第 18-23 図参照）



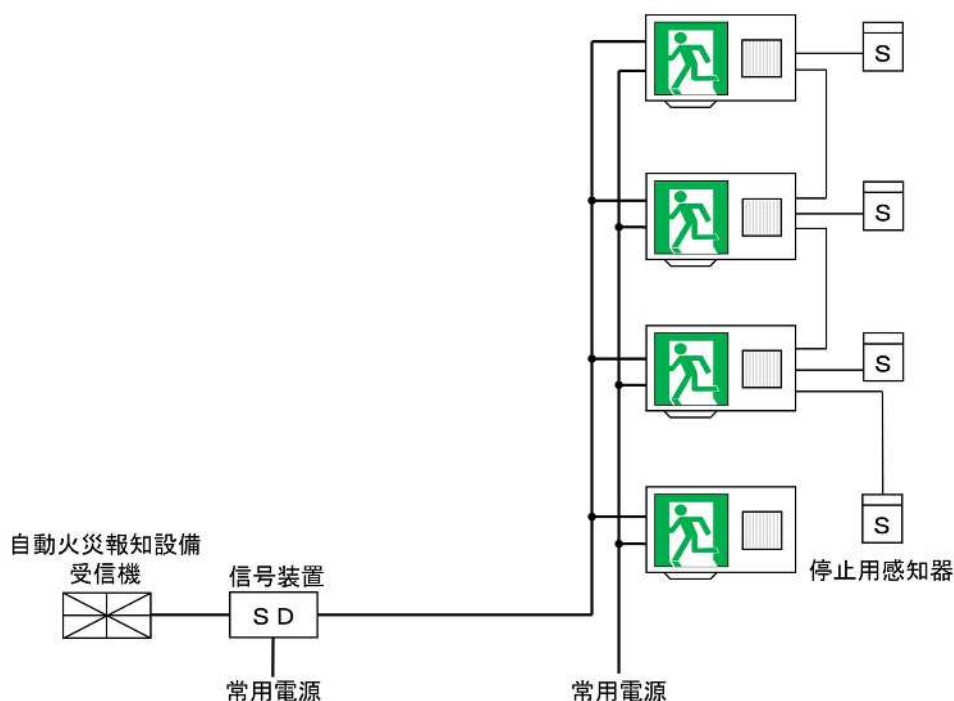
避難口が近接している場合

避難口が3つの場合

第 18-23 図 避難口誘導灯の設置緩和（例）

- ⑪ 冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍室等」という。）に必要となる誘導灯について、次のア及びイに該当する場合
- ア 冷凍室等の出入口に設ける避難口誘導灯で、次のいずれかに該当する場合
- （ア）冷凍室等内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が 30m 以下である場合
  - （イ）誘導標識等の出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火（設置環境温度に適應するもの。）が設けられ、かつ、冷凍室等内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合
  - （ウ）通路部分の曲折点が 1 以下で、当該曲折点から誘導標識等の出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火（設置環境温度に適應するもの。）を容易に確認できる場合
- イ 冷凍室等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

(5) 点滅機能付及び音声誘導機能付誘導灯 (第 18-24 図参照)



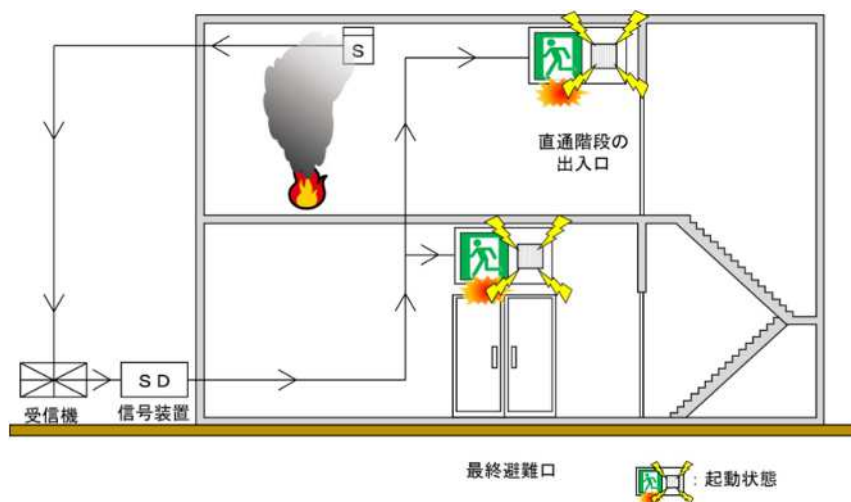
第 18-24 図 点滅機能付及び音声誘導機能付誘導灯の主な構成図

### ① 設置箇所

- ア 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意（点滅機能にあっては、規則第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置すること。
- (ア) 令別表第 1 (6) 項ロ及びハ（利用者を入居させ又は宿泊等させるものに限る。）に掲げる防火対象物のうち、視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分
- (イ) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で、雑踏、照明、看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分
- (ウ) その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分
- イ 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に重要な最終避難口の位置をさらに明瞭に指示することを目的とするものであること。このため、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

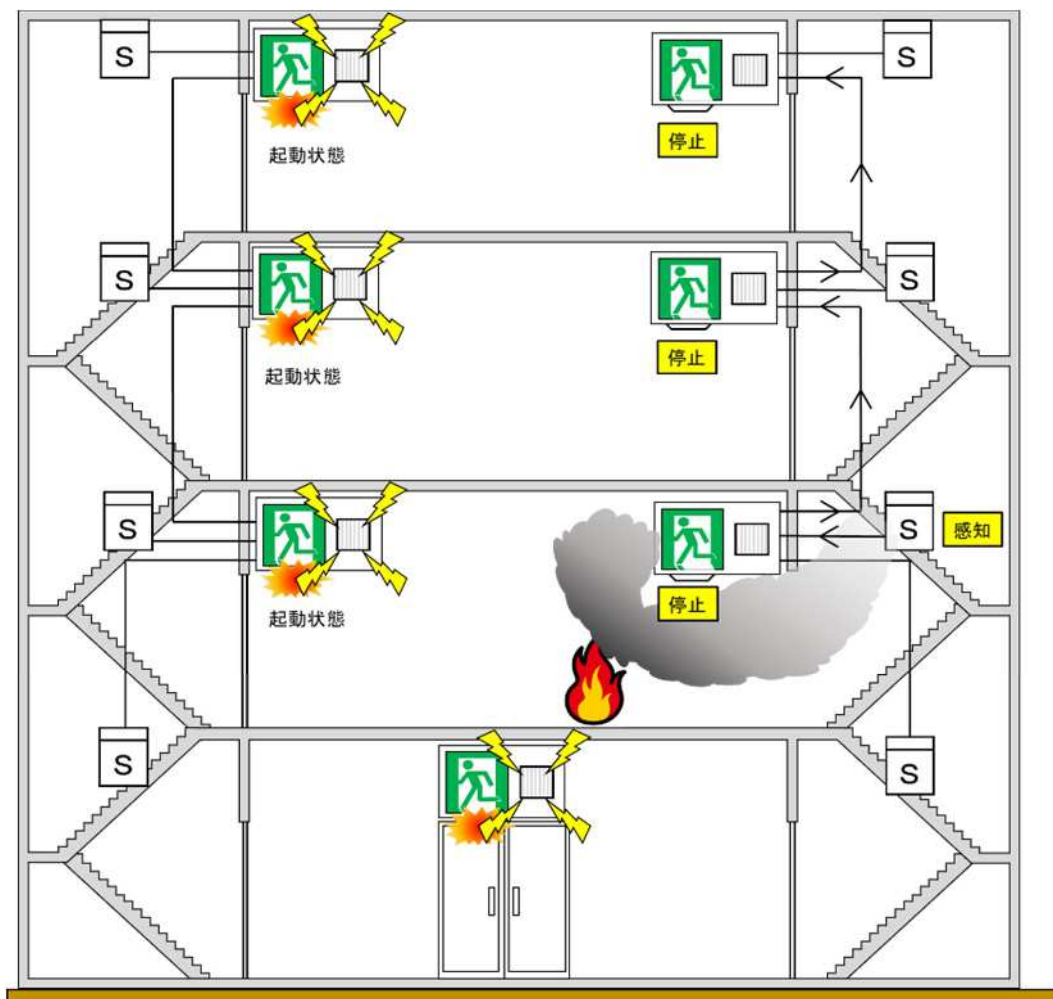
## ② 設置要領

- ア 自動火災報知設備の感知器と連動して自動的に点滅及び誘導音を発生するものであること。この場合における自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。  
(第 18-25 図参照)



第 18-25 図 点滅機能付き誘導灯等の起動

- イ 規則第 24 条第 5 号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行うことができる防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として、自動火災報知設備の区分鳴動等と連動して当該連動階の点滅及び誘導音を発生させるものであること。☞
- ウ 非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置を附加した誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難若しくは不十分とならないように措置すること。ただし、非常放送と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。☞
- エ 点滅機能付誘導灯により誘導される避難口から避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあっては、当該誘導灯の点滅及び誘導音が停止するものであること（第 18-26 図参照）。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあっては、この限りでない。
- (ア) 屋外階段の階段室及びその附室の出入口
  - (イ) 開放階段の階段室及びその附室の出入口
  - (ウ) 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口
  - (エ) 最終避難口及びその附室の出入口



第 18-26 図 点滅機能付き誘導灯等の消灯

オ 前エにおいて、当該階段室には、煙感知器を規則第 23 条第 4 項第 7 号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては感知した感知器の階及びその上階すべてを停止すること。

なお、1 階及び地階については、感知した感知器の階及びその下階すべても停止すること。☞

(ア) 地上階にあっては、点滅機能付誘導灯を設置した階に、地階にあっては、地下 1 階に点滅等の停止専用の煙感知器（第 2 種蓄積型又は第 3 種蓄積型）を設けること。

(イ) 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前（ア）に関わらず、当該煙感知器と連動させてよいものであること。

※自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅等の停止させる場合は、出火階の火災信号及び階段室に設けられた煙感知器の作動信号を演算処理できる信号装置を設ける必要がある。

カ 前オ.（イ）による場合は、受信機には点滅等の停止を 20 分以上有効に動作させるための非常電源を附置すること。☞

キ 誘導音の指向性を損なわないように設置すること。☞

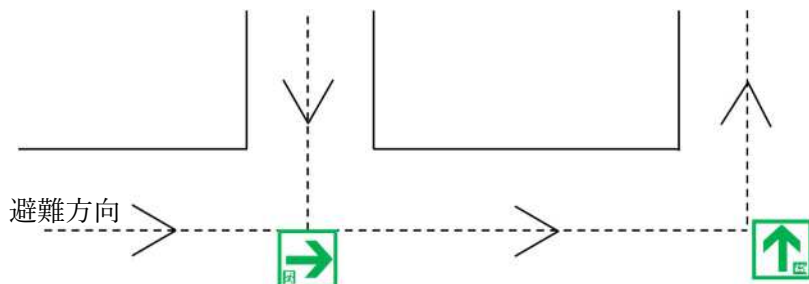
## 5 通路誘導灯

### (1) 設置方法

#### ① 設置場所

ア 通路誘導灯は、次の位置に掲げる箇所に設けること。

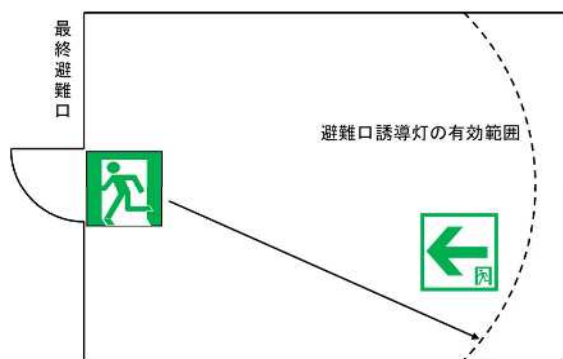
(ア) 曲り角 (第 18-27 図参照)



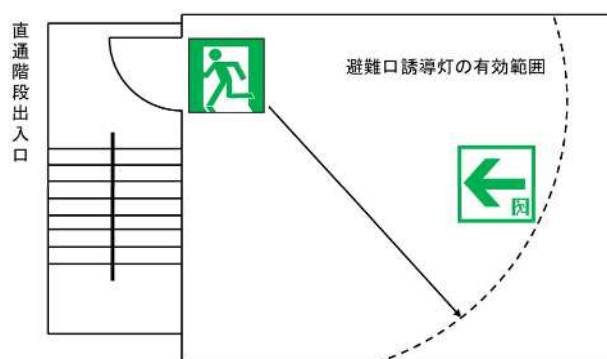
第 18-27 図

(イ) 最終避難口及び直通階段出入口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

(第 18-28 図、29 図参照)



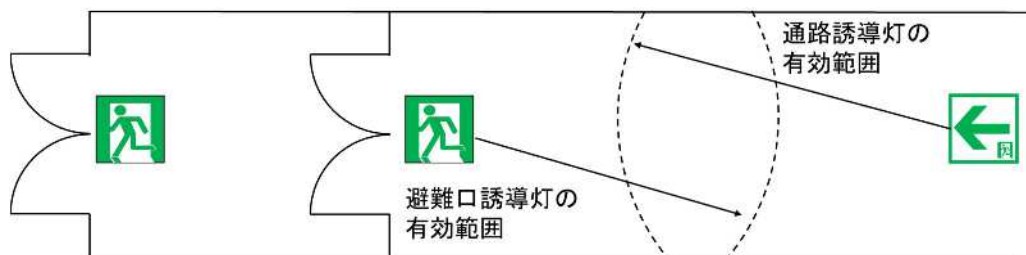
第 18-28 図



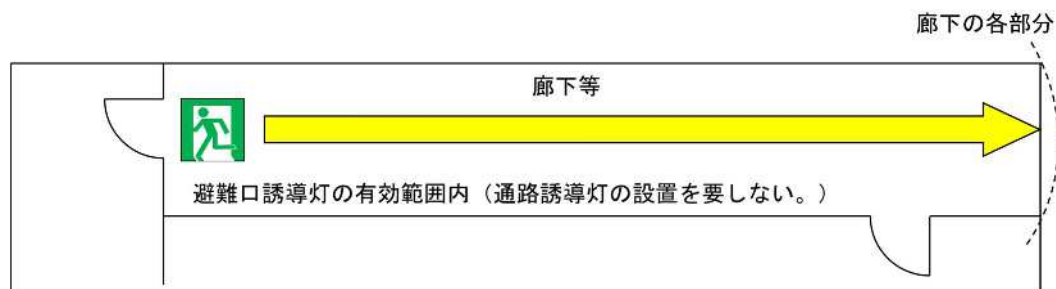
第 18-29 図

(ウ) 前 (ア) 及び (イ) のほか、廊下又は通路の各部分 (避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。) を、通路誘導灯の有効範囲内に包含させるために必要な箇所

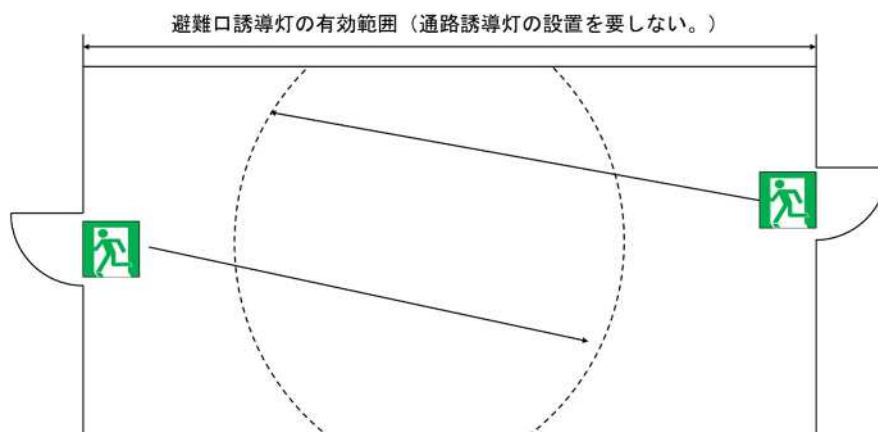
(第 18-30 図~32 図参照)



第 18-30 図



第 18-31 図 通路誘導灯の設置を要しない場合 (例)



第 18-32 図 通路誘導灯の設置を要しない場合 (例)

② 設置要領

- ア 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- イ 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を第 18-7 表に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、同表の誘導灯の区分によること。

第 18-7 表

防火対象物の区分		当該階の床面積	
		1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上
(1)～(4)			
(5)	イ		※2
	ロ		
(6)			※2
(7)、(8)			
(9)	イ		
	ロ		
(10)			
(11)～(15)			
(16)	イ		※1 ※2
	ロ		
(16 の 2)			
(16 の 3)			

※1 令別表第 1(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1)～(4)項、(9)項イの用途に供される部分が存する階に限る。

A 級又は B 級以上（表示面の明るさが 25 カンデラ以上のもの。）

BH 以上 ☞

※2 令別表第 1(5)項イ及び(6)項に掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物階のうち、同表(5)項イ及び(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階でその床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものにあつては、B 級 BH 形以上とすること。

C 級以上

ウ 前イで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあつては、同様の措置を講ずること。 ☞

エ 通路誘導灯の周囲には、当該誘導灯と紛らわしい又は遮る広告物、掲示板等を設けないこと。

オ 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。

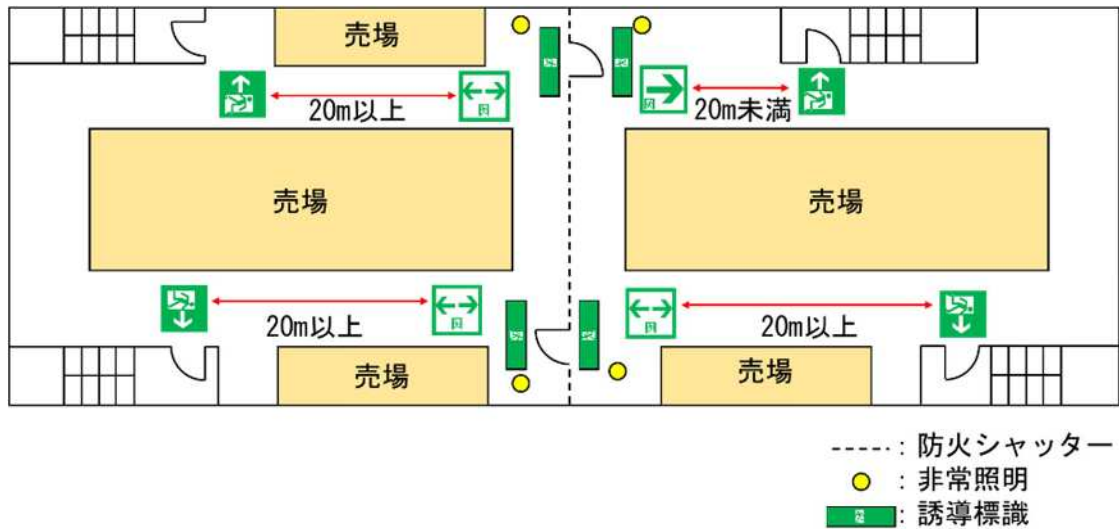
カ 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は 5 mm 以下とすること。 ☞

キ 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける通路誘導灯は、防水構造とすること。

ク 廊下等の直線部分に通路誘導灯を 2 以上設置する場合は、概ね等間隔となるように設置すること。 ☞

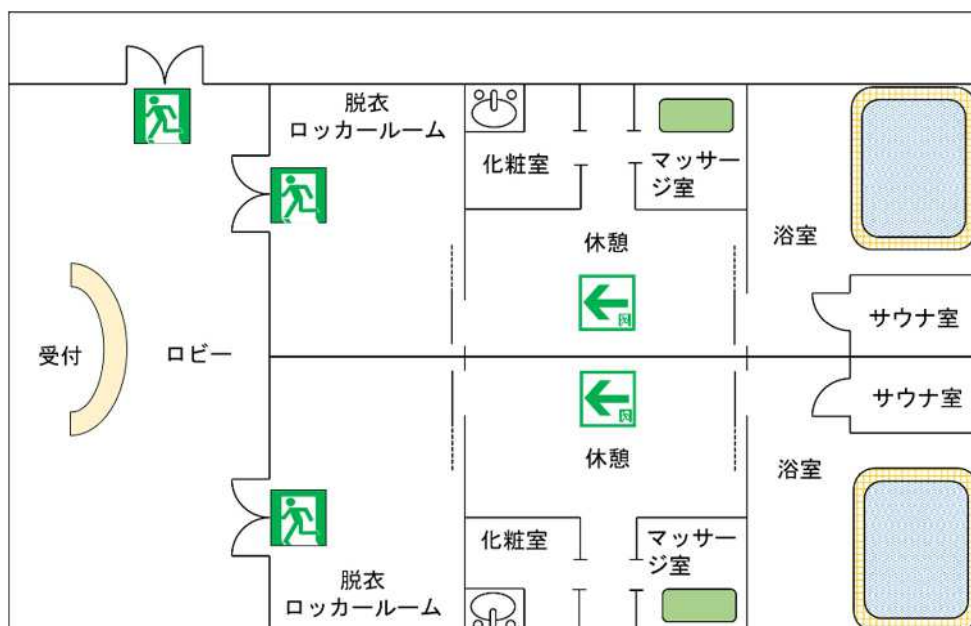


- ケ 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から 20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として、二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること。(第 18-33 図参照)
- コ 居室内に防火戸(防火シャッターを含む。)がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向へ指示すること。(第 18-33 図参照)



第 18-33 図 誘導灯の設置 (例)

- サ 令別表第 1 (9) 項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち (9) 項イの用途に供される部分で、脱衣所、浴室及びマッサージ室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一つの居室内通路とみなし、設置すること。(第 18-34 図参照)



第 18-34 図 誘導灯の設置 (例)

シ 令別表第 1 (2) 項ニ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項の防火対象物 (同表 (16) 項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物にあっては、同表 (2) 項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。) に設ける通路誘導灯 (階段及び傾斜路に設けるものを除く。) は、床面又は床面から誘導灯下面までの高さが 1 m 以下となるように設置すること。ただし、消防庁長官が定めるところ (平成 12 年消防庁告示第 2 号、第 3 の 2) により蓄光式誘導標識が設置されている場合にあつては、この限りでない。☞

(第 18-35 図参照)

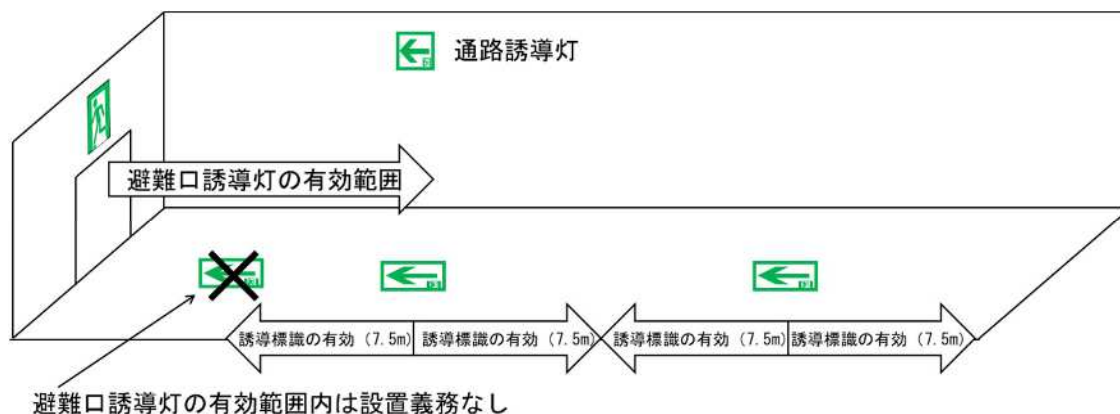


第 18-35 図 (2) 項ニにおける通路誘導灯又は高輝度蓄光式誘導標識の設置高さ(例)

ただし、次のいずれかによる場合は、通路誘導灯の高さを 1 m 以下としないことができる。

(ア) 高輝度蓄光式誘導標識を次により設けた場合 (第 18-36 図参照)

- a 高輝度蓄光式誘導標識を床面又は床面からの高さが 1 m 以下の避難上有効な箇所に設けること。
- b 廊下又は通路の各部分から一の高輝度蓄光式誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以内となる箇所及びその曲り角の床又は壁に設けること。ただし、避難口誘導灯の有効範囲内は設置を要しない。
- c 前 4. (3). ⑤. ア. (エ) . a 及び (オ) によること。



第 18-36 図 (2) 項ニにおける高輝度蓄光式誘導標識の設置 (例)

(イ) 光を発する帯状の標識を設けることその他の方法により、前(ア)と同等以上の避難安全性が確保されている場合 (第 18-37 図～40 図参照)

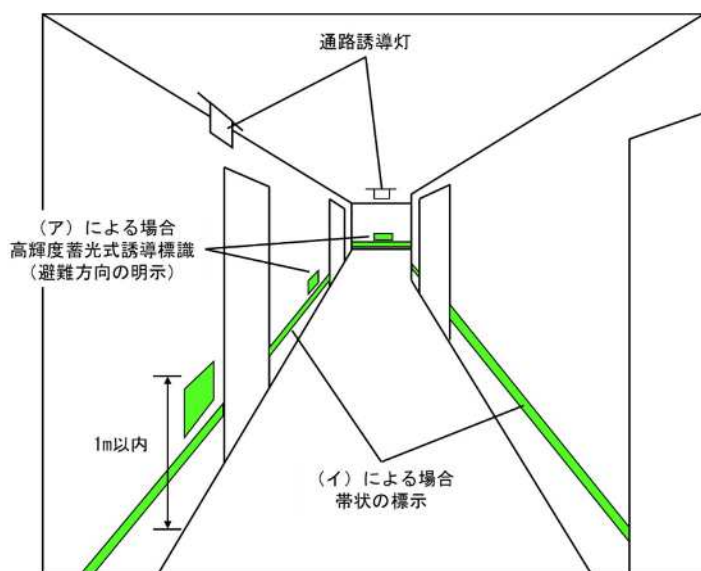
a 光を発する帯状の誘導標識は、道路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の踏面において端部の位置を示す標示を行うもの等で、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後における当該表面の平均輝度が、概ね次式により求めた値以上であること。

$$L' \geq L \frac{100}{d'}$$

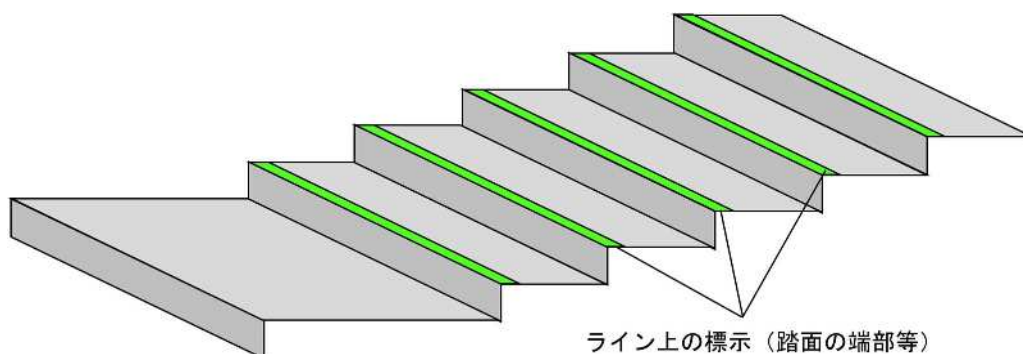
L' : 当該標示の表面における平均輝度 (mcd/m<sup>2</sup>)

L : 2 (mcd/m<sup>2</sup>)

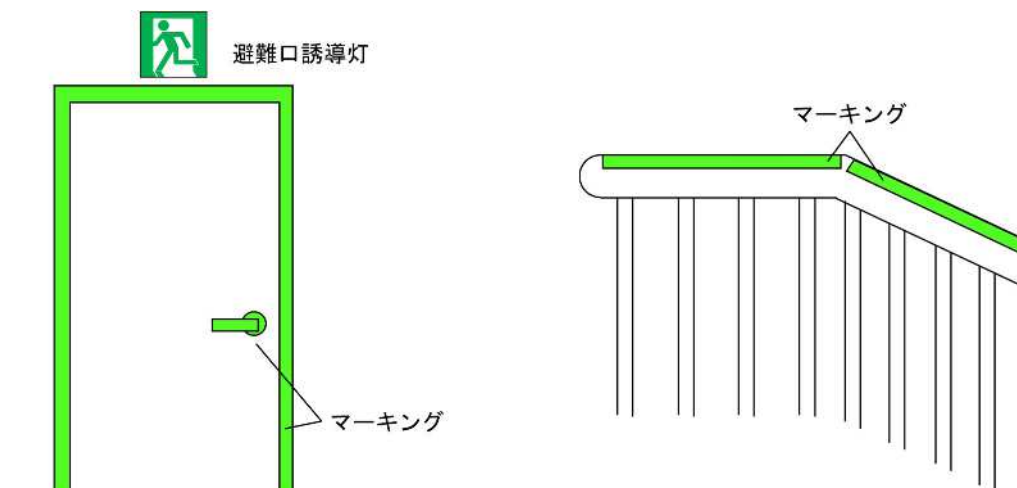
d' : 当該標示の幅 (mm)



第 18-37 図 通路誘導灯の高さを 1 m 以内としないことができる設置 (例)



第 18-38 図 光を発する帯状の標示の設置 (例) (階段)



第 18-39 図 避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の設置（例）

上り階段であることを示すシンボル

下り階段であることを示すシンボル



第 18-40 図 階段のシンボルを用いた階段始点用の掲示（例）

ス 前シ以外の防火対象物又はその部分にあっては、床面から通路誘導灯下面までの高さが 2.5m 以下となるように設置すること。

なお、直近に垂れ壁等がある場合は、当該垂れ壁等より下方に設けること。☞

セ 地震動等に耐えられるよう壁又は天井等に堅固に固定すること。☞

ソ 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。☞

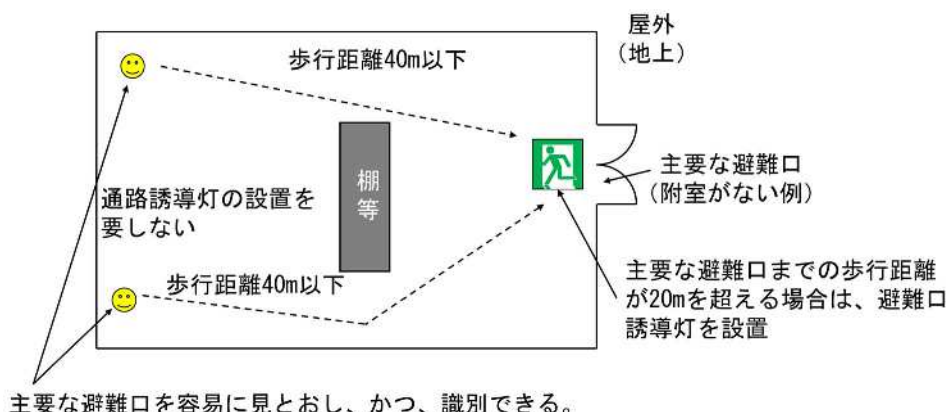
タ 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により、見えにくくなる箇所には設置しないこと。☞

(2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

① 避難階（無窓階を除く。）の場合

令別表第 1（1）項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から最終避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 40m 以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。

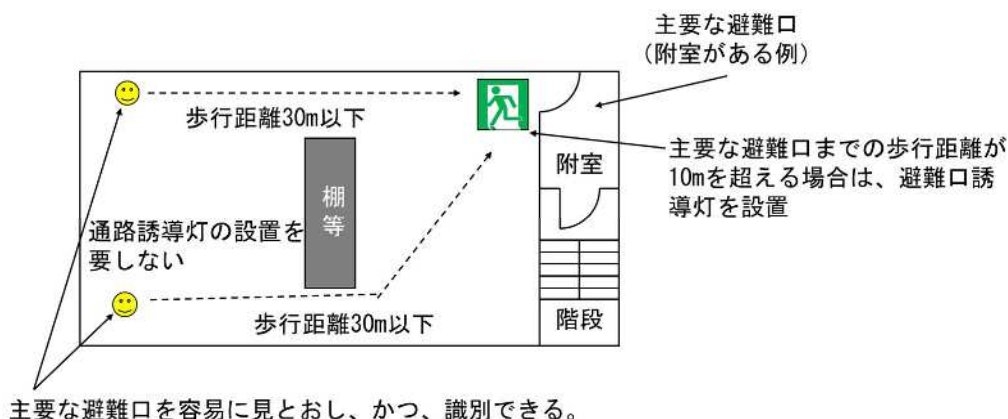
（第 18-41 図参照）



第 18-41 図 通路誘導灯の設置を要しない場合 (例)

② 避難階以外の階 (地階及び無窓階を除く。) の場合

令別表第 1 (1) 項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から直通階段の出入口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。(第 18-42 図参照)



第 18-42 図 通路誘導灯の設置を要しない場合 (例)

③ 規則第 28 条の 2 第 2 項第 3 号による場合

前 4. (3), ④によること。

④ 高輝度蓄光式誘導標識により設置を要しない場合

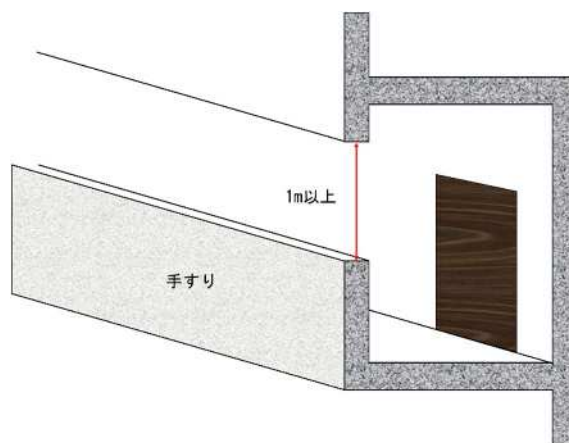
ア 小規模な路面店等 (避難が容易であると認められる居室の場合)

令別表第 1 (1) 項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の (ア) 及び (イ) に該当するものは、通路誘導灯の設置を要しない。

(ア) 最終避難口 (主として当該居室に存するものが利用するものに限る。) を有していること。

(イ) 室内の各部分から、避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは高輝度蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であること。

- ⑤ 階段又は傾斜路の場合  
 令別表第 1 (1) 項から (16 の 3) 項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用照明により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。
- (3) 通路誘導灯の設置免除について  
 通路誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条の規定を適用し、通路誘導灯の設置を省略することができる。
- ① 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等（前 4. (4). ⑥. ア及びイを除く。）
  - ② 令別表第 1 (6) 項ニ及び(16)項イ（(6) 項ニの用途に供される部分に限る。）に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間にのみ使用するもので、自然光により避難上有効な照度が得られる廊下等
  - ③ 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下（第 18-43 図参照）
- ※「外光」とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。以下同じ。



第 18-43 図 開放廊下（例）

- ④ 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- ⑤ 客席誘導灯を設けた居室内
- ⑥ 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
- ⑦ 冷凍室等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合

## 6 階段通路誘導灯

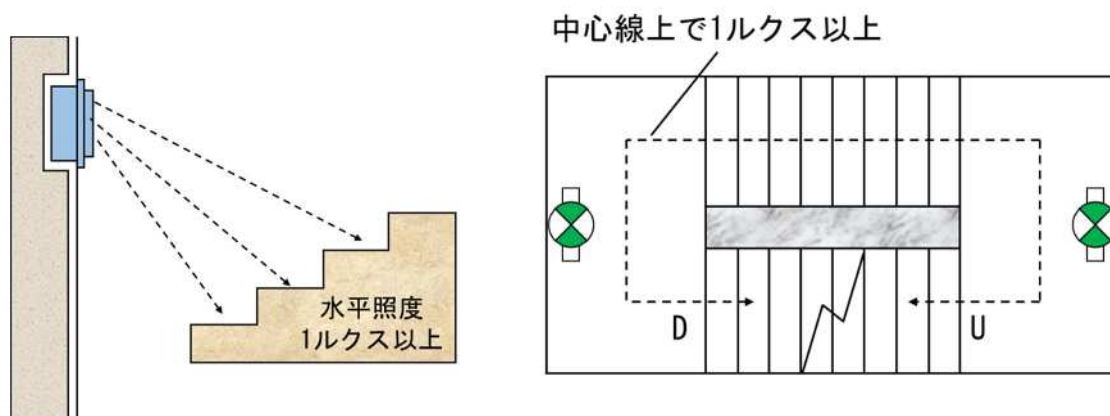
### (1) 設置方法

#### ① 設置箇所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

#### ② 設置要領

- ア 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は床面及び踊場の中心線の照度が 1 ルクス以上となるように設けること。(第 18-44 図参照)



第 18-44 図 階段通路誘導灯の設置 (例)

イ 避難の方向の確認 (当該階の表示等) ができること。☞

ウ 地震動等に耐えうるよう壁、天井等に堅固に固定すること。☞

### (2) 階段通路誘導灯の設置を要しない防火対象物の部分

階段に設けられた非常用照明 (点滅器を設けられているものを含む。) により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認 (当該階の表示等) ができる場合には、階段通路誘導灯の設置を要しない。☞

避難上必要な照度は、踏面又は表面及び踊場の中心線が 1 ルクス以上の照度が得られるものをいう。

### (3) 階段通路誘導灯の設置免除について

階段通路誘導灯の設置を要する防火対象物の部分のうち、次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条の規定を適用し、階段通路誘導灯の設置を省略することができる。

- ① 外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段
- ② 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段 (「屋内避難階段等の部分を定める件」(平成 14 年消防庁告示第 7 号) に規定する開口部を有するもの。以下同じ。)
- ③ 令別表第 1 (6) 項ニ及び(16)項イ ((6) 項ニの用途に供される部分に限る。) に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間にのみ使用するもので、自然光により避難上有効な照度が得られる階段
- ④ 令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

## 7 客席誘導灯

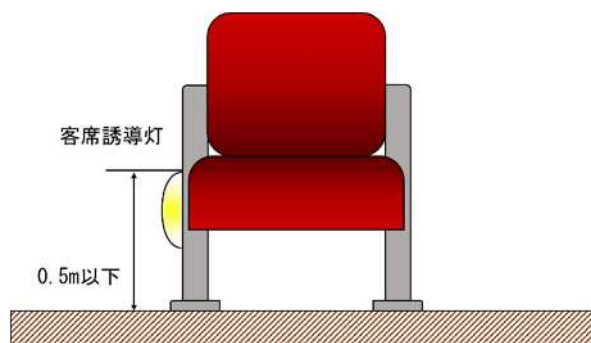
### (1) 設置方法

#### ① 設置場所

客席誘導灯は、令別表第 1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

#### ② 設置要領

ア 原則として、床面から 0.5m 以下の高さに設けること。(第 18-45 図参照)

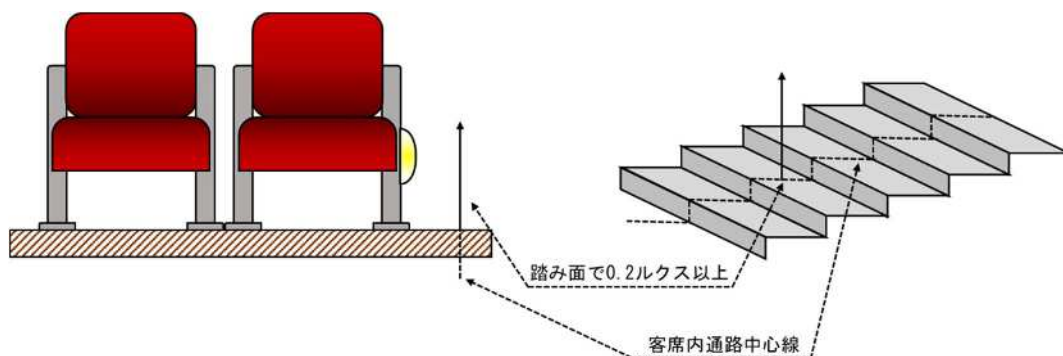


第 18-45 図 客席誘導灯の設置 (例)

イ 客席内通路が傾斜路又は水平路となっている部分にあつては、次式により算定した設置個数を概ね等間隔となるように設置し、かつ、その照度は当該誘導灯に最も近い通路の水平面照度で 0.2 ルクス以上とすること。(小数点以下繰り上げ) (第 18-46 図参照)

$$\text{設置個数} \geq \frac{\text{客席内通路の直線部分の長さ(m)}}{4} - 1$$

ウ 客席内通路が階段状になっている部分にあつては、前イによるほか、客席内通路の中心線において当該通路部分の全長にわたり照明できるもの。(第 18-47 図参照)



第 18-46 図 水平照度

第 18-47 図 水平照度



エ 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。

オ 客席誘導灯（電源配線を含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。

(2) 客席誘導灯の設置免除について

次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条の規定を適用し、客席誘導灯の設置を省略することができる。

- ① 外光により避難上有効な照度を得られる屋外観覧場等の客席部分
- ② 避難口誘導灯により避難上有効な照度を得られる部分
- ③ 臨時的に使用する補助いすで、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度を得られる部分

## 8 誘導標識

### (1) 設置方法

#### ① 設置箇所

ア 避難口に設ける誘導標識は、主要な避難口の上部等に設けること。

イ 通路に設ける誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとに廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。

ウ 高層建築物等（軒高が地盤面から高さ 31m を超える建築物又は地階を除く階数が 11 階以上の建築物をいう。）における特別避難階段の階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。

エ 前ウ以外の階段室内に、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。

#### ② 設置要領

ア 避難口又は階段及び傾斜路に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲り角に設けること。

（第 18-48 図参照）

イ 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。

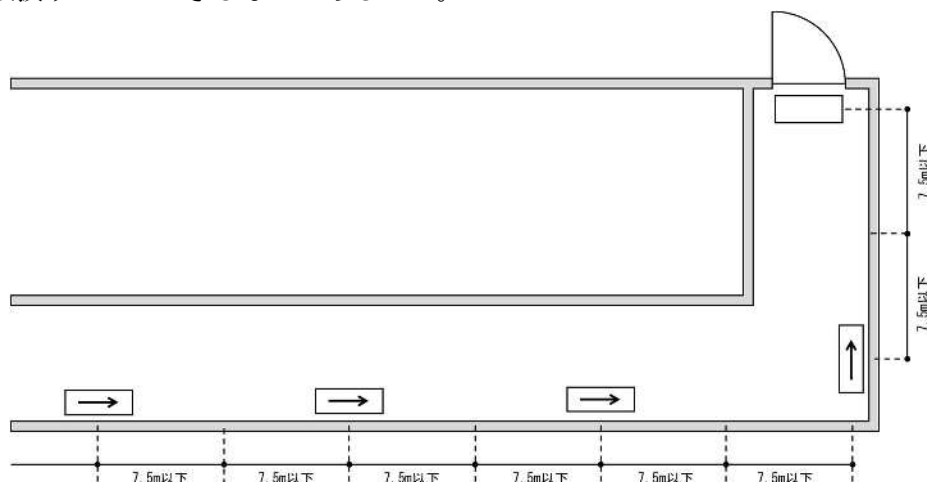
ウ 自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

エ 誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

オ 床面に設けるものは、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。

カ 誘導標識は、容易に剥がれないよう接着剤等で固定すること。

キ 扉、床等に、塗料を用い、誘導標識の基準に準じ表示したものにあっては、誘導標識として取扱うことができるものであること。



第 18-48 図 誘導標識の配置（例）

## (2) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

## ① 避難階（無窓階を除く。）の場合

令別表第 1（1）項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるもの。

## ② 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第 1（1）項から(16)項までに掲げる防火対象物のうち、居室の各部分から直通階段の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるもの。

## ③ 避難階に客席を有する劇場等の避難階の場合

令別表第 1（1）項に掲げる防火対象物の避難階で、次に該当するものは誘導標識の設置を要しない。

ア 客席避難口を 2 以上有すること。

イ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が 20m 以下であること。

ウ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。

## 9 誘導灯の消灯

## (1) 誘導灯を消灯する条件

次のいずれかに掲げる場所で、自動火災報知設備から発せられた信号と連携して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されている場合

## ① 当該防火対象物が無人である場合

「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されていることをいう。警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。

## ② 利用形態により特に暗さが必要である場所である場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上特に暗さが必要な第 18-8 表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

第 18-8 表

用 途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間内であること。したがって、清掃、点検のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用される時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分又は舞台等の演出効果のため、一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

- ③ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所の場合  
 ※当該対象物の関係者及び関係者に雇用されている者とは、当該防火対象物（特に避難通路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎いものは含まれないこと。
- ア 当該規定においては、令別表第 1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項及び(16)項ロまでに掲げる防火対象物の用途に供される部分（地階を除く。）で、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない場所
- イ 令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項までに掲げる防火対象物にあっては、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等のみが使用し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない部分
- ウ 常時施錠されている電気室、機械室及び倉庫等
- (2) 消灯方法
- ① 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場所であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- ② 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- ③ 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次のアからウについて掲示しておくか又はあらかじめ放送等により周知すること。
- ア 誘導灯が消灯されること
- イ 火災の際には誘導灯が点灯すること
- ウ 避難口の位置及び避難経路
- (3) 点灯方法
- ① 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- ② 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(1)の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、第 18-9 表のとおりであること。
- (4) 配線等
- ① 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- ② 操作回路の配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例によること。
- ③ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。
- ④ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。
- (5) 消灯時の留意事項
- ① 利用形態により、特に暗さが必要である場所において消灯を行う場合は、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること及び非常口の位置等、避難の方法について掲示しておくか又はあらかじめ放送等により在館者に説明すること。☞
- ② 信号装置は、誘導灯認定委員会において認定されたものを使用すること。☞

第 18-9 表

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動点滅器 ○扉開放連動装置 ○施錠連動点滅器 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動点滅器 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動点滅器 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動点滅器 等	

※1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

※2 なお、自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

### 10 連動式誘導灯設備の基準

#### (1) 用語の定義

- ① 「連動式誘導灯設備」とは、点滅機能付誘導灯、誘導音装置付誘導灯、点滅機能誘導音装置付誘導灯、消灯方式誘導灯及び付加装置により構成されるものをいう。
- ② 「受信機」とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- ③ 「移報用装置」とは、受信機からの火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- ④ 「連動開閉式」とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- ⑤ 「光電式自動点滅器」とは、自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- ⑥ 「施錠連動点滅器」とは、出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。
- ⑦ 「照明器具連動点滅器」とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- ⑧ 「連動装置」とは、総合操作盤と信号装置等を連動し、総合操作盤から誘導灯の各種操作及び誘導灯の各種状態を監視するのに必要な信号変換を行うものをいう。

#### (2) 種類

- ① 連動式誘導灯設備は、第 18-10 表の組合せにより構成されるものであること。

第 18-10 表

機 器 設 備		点滅機能付誘導灯	誘導音装置付誘導灯	点滅機能誘導音装置付誘導灯	消灯方式誘導灯	受信機 (移報装置も含む。)	信号装置	連動開閉器	自動点滅器 ※1	施錠連動点滅器又は 照明器具連動点滅器 ※2	煙感知器	連動装置
		点滅機能付誘導灯設備	◎					◎	◎	○		
誘導音装置付誘導灯設備			◎			◎	◎	○			○	○
点滅機能誘導音装置付誘導灯設備				◎		◎	◎	○			○	○
誘導灯方式 誘導灯設備	居室・廊下等	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○		○
	屋外階段等				◎	○	○	○	◎			○
	遊園地・劇場・映画館・ 集会場等の対象場所				◎	◎	◎	◎		◎		○
	専ら関係者が存する場 所等				◎	◎	◎	○				○

(注) ◎：設置を必要とするもの

○：必要に応じて設置するもの

※1：屋外階段に設けるものは、光電式自動点滅器、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニの箇所に設けるものは、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。

※2：照明器具連動点滅器は、居室、廊下等用又は劇場・映画館等用のいずれかに設けることができるものであること。

- ② 点滅機能付誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅機能誘導音装置付誘導灯設備は、それぞれ消灯方式誘導灯設備と併用することができる。
- (3) 機器接続の要領
- ① 連動式誘導灯設備における各機器の接続は、別添第 2 図の例によること。ただし、信号装置等を設けることを要しない場合にあつては、別添第 3 図の例によること。
- ② 点滅機能付誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅機能誘導音装置付誘導灯設備の各機器の接続は、前①の例によるほか別添第 1 図の例によること。ただし、区分動作式とする場合で、区分鳴動等の機能が確実に動作し、かつ、自動火災報知設備等、他の機器に影響を与えないように構成されている場合は、この例によらないことができる。
- ③ 受信機及び信号装置
- ア 移報用装置を用いる場合、受信機及び信号装置との接続方法は別添第 4 図の例によること。
- イ 受信機から信号装置（移報用装置を経由する場合又は前②ただし書による場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の例によること。ただし、受信機と同一の室に設けられている場合にあつては、この限りでない。
- ④ 信号装置と誘導灯間の回路（以下「信号回路」という。）の配線は、次によること。
- ア 信号回路に常時電圧が印加されない方式とした場合は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例によること。
- イ 信号回路には、他の機器を接続しないこと。
- ⑤ 連動式誘導灯設備に内蔵する非常電源には、原則として、3 線式配線により常時電源が供給されていること。
- ⑥ 規則第 28 条の 3 第 4 項第 12 号に基づき監視、操作等を行う総合操作盤の設置を要する対象物において連動式誘導灯設備（自動火災報知設備と連動しているものに限る。）を設置する場合、信号装置等並びに総合操作盤と連動装置との回路（以下「連動回路」という。）の配線は、次によること。ただし、総合操作盤が設置されている防災センター等と同室に信号装置が設けられ、当該信号装置等と総合操作盤との連動を要しない場合、信号装置が総合操作盤内に設置されている場合又は信号装置等及び総合操作盤が直接接続できる場合は、信号装置の例により行うこと。
- ア 連動回路の配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例によること。ただし、同一の室に設けられている装置間の接続にあつては、この限りでない。
- イ 連動回路には、他の機器を接続しないこと。
- (4) 機器設置の要領
- ① 信号装置（区分動作方式とする場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）を設置する場合は、次によること。
- ア 信号装置は、原則として、受信機と同一の室に設けること。ただし、劇場、映画館等の対象場所専用設ける場合は、この限りでない。
- イ 誘導灯を消灯する場合に使用する信号装置の設置箇所直近に、次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯信号装置である旨
- (イ) 消灯条件
- (ウ) 連動開閉器等の種別
- (エ) 操作責任者又は管理者
- ウ 点滅機能付誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅機能誘導音装置付誘導灯の信号装置設置箇所の直近には、次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯用信号装置である旨
- (イ) 点滅又は誘導灯音等の停止及び復旧操作要領

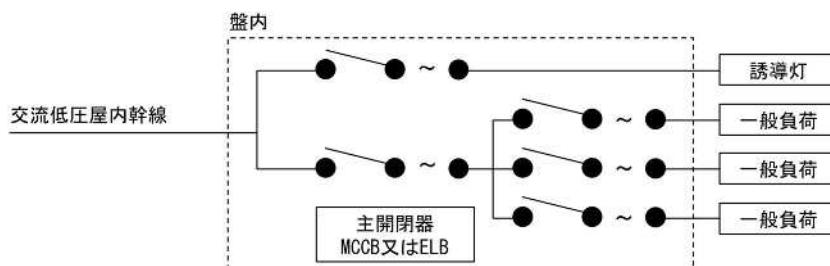
- ② 移報用装置を設置する場合は、次によること。
- ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合に設けること。
  - イ 移報用装置は、受信機の直近で点検の容易な場所に設けること。
  - ウ 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。
  - エ 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。
  - オ 移報用装置には、「誘導灯用移報装置」である旨の表示をすること。
  - カ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。
  - キ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、別添第 5 図に示す C 及び N C（ブレーク接点）端子に接続すること。
- ③ 外付け形の点滅装置又は誘導音装置にあつては、誘導灯から 1 m 以内に設けること。
- ④ 消灯方式誘導灯設備の連動開閉器は、次によること。
- ア 連動開閉器
    - (ア) 構造は、J I S 等の規定に適合するもので、開閉に十分耐える容量のものであること。
    - (イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
    - (ウ) 接点容量は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
    - (エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。
    - (オ) 連動開閉器の直近には、誘導灯の消灯用連動開閉器である旨の表示をすること。
  - イ 光電式自動点滅器
    - (ア) 構造は、J I S C 8369（光電式自動点滅器）に適合するものであること。
    - (イ) 検出部が自然光以外の強い光を受けたり、樹木や建築物などの陰にならない場所に設けること。
    - (ウ) 光電式自動点滅器の直近には、前ア. (オ) の例により必要事項を表示すること。
  - ウ 施錠連動点滅器
    - (ア) 施錠時、施錠連動回路は、施錠時において閉回路となるものであること。
    - (イ) 複数の施錠連動点滅器を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。
    - (ウ) 施錠連動点滅器の直近には、前ア. (オ) の例により必要事項を表示すること。
  - エ 照明器具連動点滅器
    - (ア) 照明器具連動点滅器は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。
    - (イ) 照明器具連動点滅器は、前 (ア) の照明器具消灯時において、照明器具連動回路が閉回路となるものであること。
    - (ウ) 複数の照明器具連動点滅器を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。
    - (エ) 照明器具連動点滅器の直列には、前ア. (オ) の例により必要事項を表示すること。
- ⑤ 連動装置は、次によること。
- 連動装置は、原則として、総合操作盤又は信号装置等と同一の室に設け、設置箇所直近に次の事項を表示すること。
- ア 誘導灯連動装置である旨
  - イ 連動装置の操作要領（操作の必要のないものを除く。）

## 11 非常電源及び配線等

規則第 28 条の 3 第 4 項第 9 号から第 11 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源は、交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに専用回路とすること。

(第 18-49 図参照)



第 18-49 図

- (2) 専用回路の開閉器には、誘導灯用の電源である旨の赤色の表示をすること。

- (3) 常用電源の専用回路は、2 以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。ただし、階段通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。

なお、小規模の防火対象物とは、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満のもの又は各階に分電盤がなく、かつ、一の回路に誘導灯の数が 10 個以内のものをいう。

- (4) 誘導灯の非常電源（別置型のものに限る。）及びその配線は、第 3 非常電源の例によること。

- (5) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付け場所は、原則として、誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあつては、この限りでない。

## 12 非常電源の容量

- (1) 非常電源の容量は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、誘導灯を有効に 20 分間作動できる容量（階段通路誘導灯を非常用照明とする場合は 30 分間）以上とすること。ただし、(2) を除く。

- (2) 大規模・高層等防火対象物の非常電源容量

次に掲げる防火対象物の部分に設ける誘導灯（最終避難口、直通階段の出入口、避難階の廊下及び通路（最終避難口に通ずるものに限る。）及び直通階段に設けるものに限る。）にあっては、容量を 60 分間(20 分間を超える作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。)以上とすること。

(第 18-50 図、51 図参照)

ただし、(3) により蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分にあっては、通路誘導灯の容量を 20 分間以上、非常用照明の場合は 30 分間以上とすることができる。

- ① 令別表第 1 (1) 項から(16)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が 50,000 m<sup>2</sup>以上

- ② 令別表第 1 (1) 項から(16)項までに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が 15 以上あり、かつ、延べ面積 30,000 m<sup>2</sup>以上

- (3) 前(2) ただし書きによる通路誘導灯の非常電源の容量を 20 分間以上（非常用照明の場合は、30 分間以上）とすることができる基準は、次のいずれかによること。

- ① 高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合、前 5. (1). シ. (ア). a 及び b によるほか、次によること。

ア 高輝度蓄光式誘導灯の性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されていること。



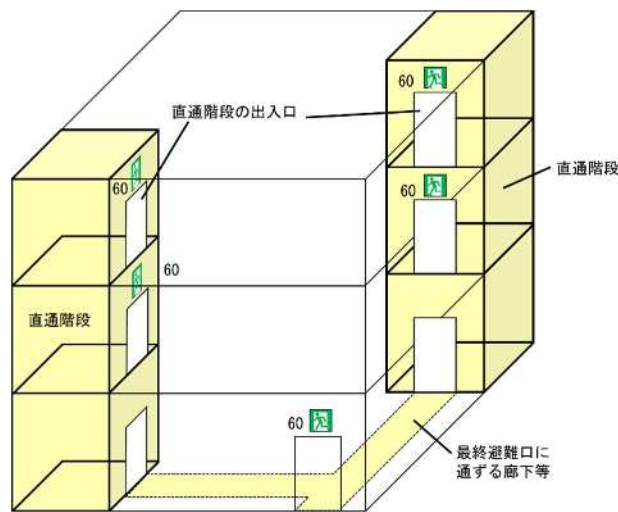
なお、性能を保持するために必要な照度が採光又は照度により確保されているとは、停電等により通常の照明が消灯してから 60 分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、概ね  $75 \text{ mcd/m}^2$  以上の平均輝度となる照度が確保される箇所をいう。

イ 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、当該標識と紛らわしい又は遮る広告物、掲示板等を設けないこと。

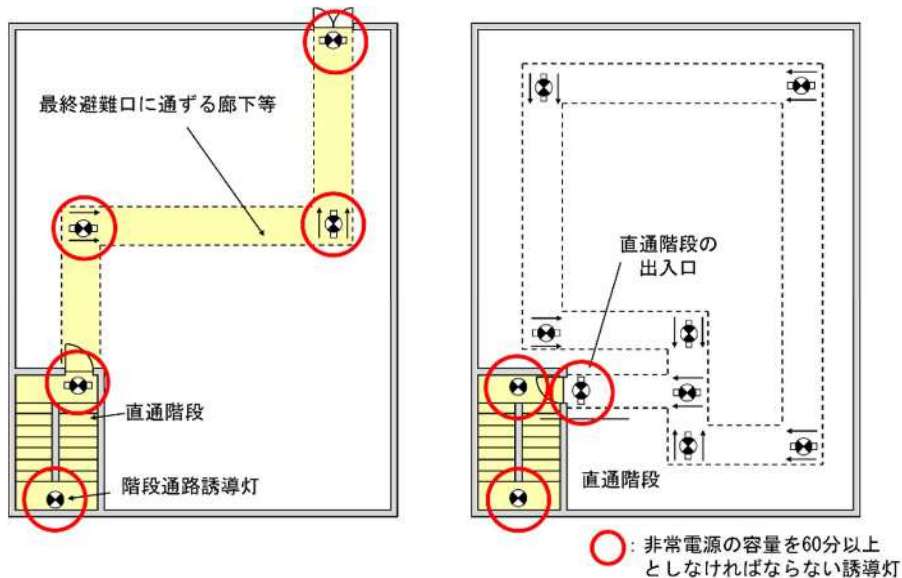
② 光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により、前①と同等以上の避難安全性能が確保されている場合は、前 5. (1). シ. (イ) によること。

なお、準用する場合は「20分間」を「60分間」に読み替えるものとする。

(4) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。



第 18-50 図 主要な避難経路に設ける誘導灯



第 18-51 図 主要な避難経路に設ける誘導灯

### 13 総合操作盤

第 27 総合操作盤の規定によること。

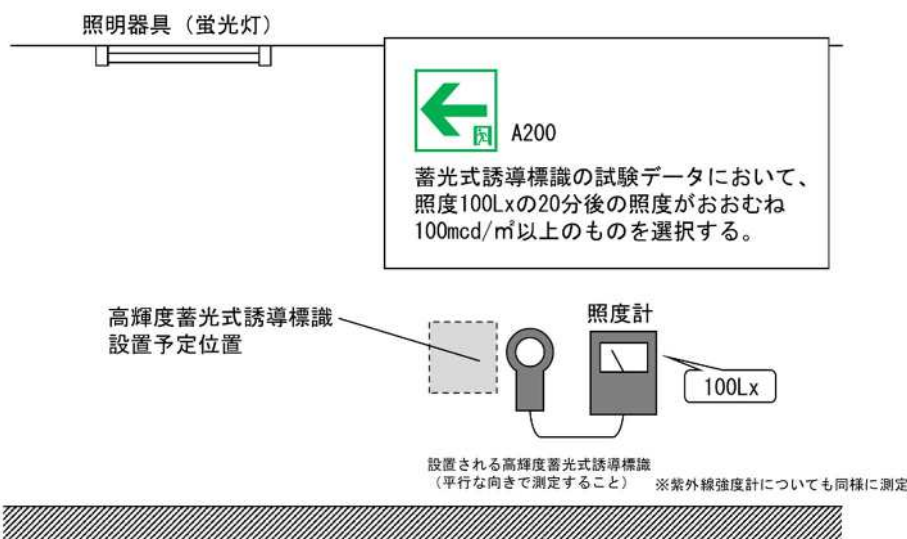
別添 1

誘導標識設置場所の照度等測定及び蓄光式誘導標識の試験データとの照合について

1 照度等測定要領

- (1) 「照度」、「紫外線強度」及び「照度」は、照度計（JIS C 1609-1 の適合品）、紫外線強度計（概ね波長 360～480 nm の範囲を測定できるもの）、輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定できるものを使用すること。
- (2) 照度や紫外線強度の測定については、設置される誘導標識と平行な向きで測定すること。
- (3) 誘導標識の性能を確認するため、表示面の輝度を測定する際は、誘導標識の励起は常時使用する最低の条件（夜間に蛍光灯の光で営業している店舗の場合は蛍光灯による励起）で測定すること。

（壁面に設置した場合の例）

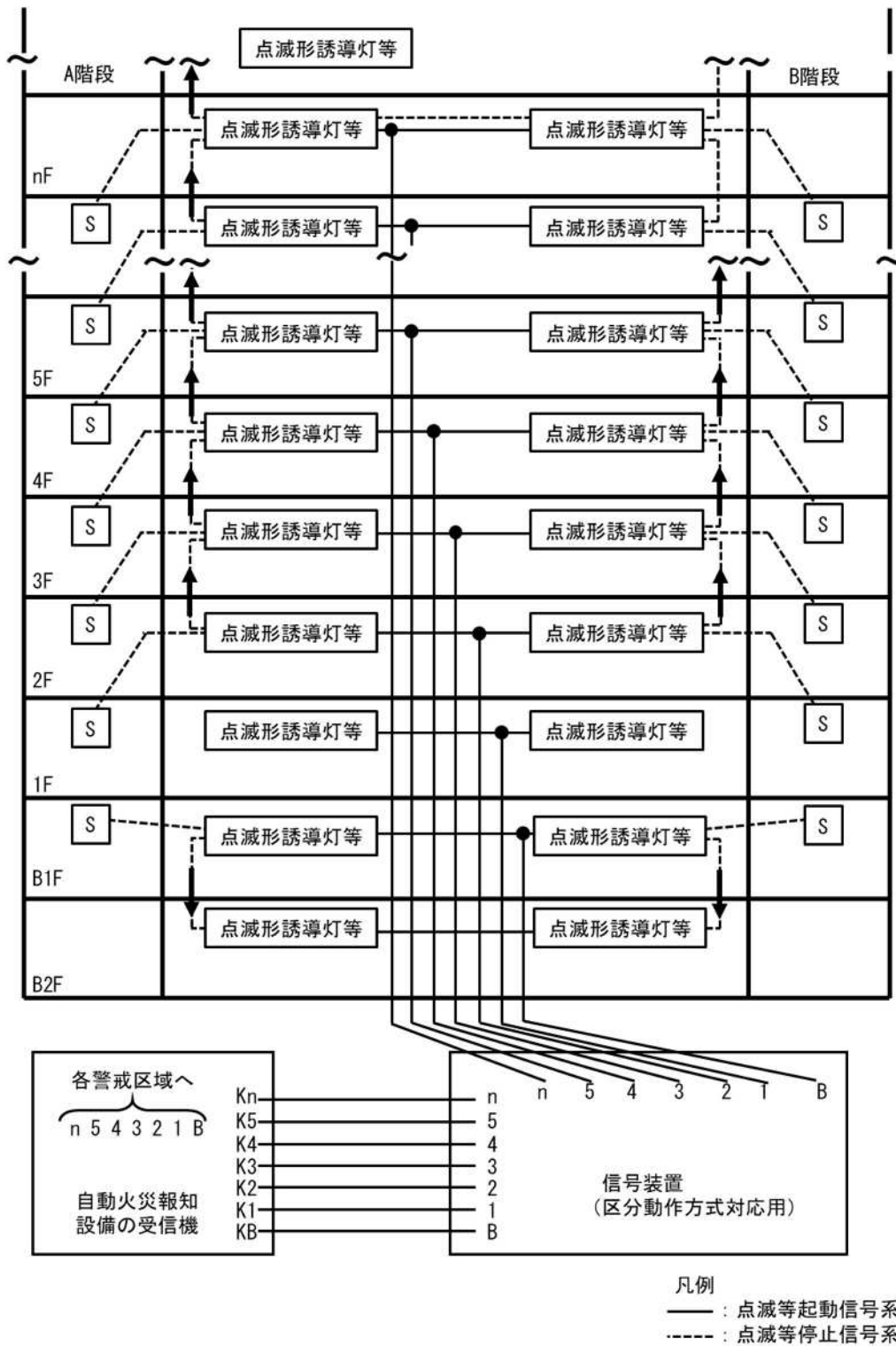


蓄光式誘導標識の試験データ

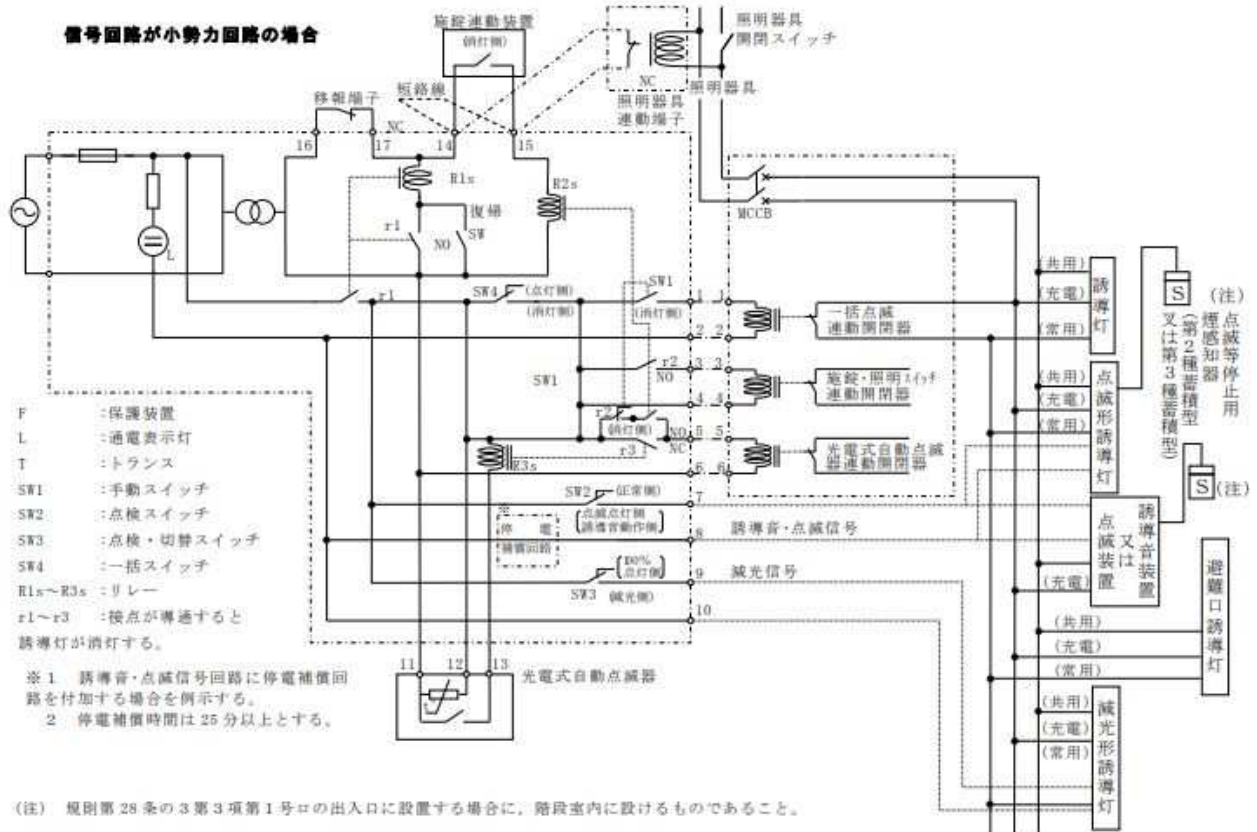
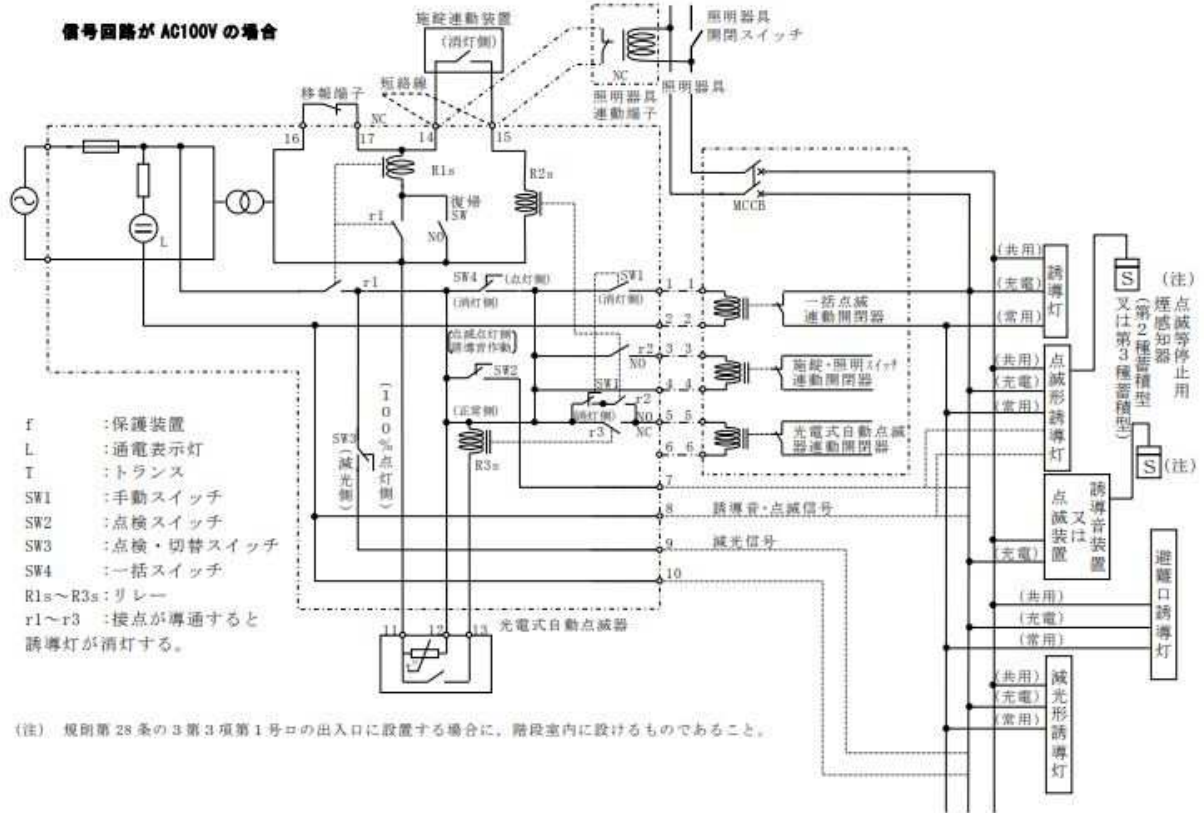
- 蓄光式誘導標識の型式等：○○○○○
- 高原となる照明器具の種類：蛍光灯・白熱電球・LED・その他（      ）
- 照明器具の型式等：○○○○○
- 測定器具の型式等
  - ・測定機器：○○○○○
  - ・紫外線強度計：○○○○○
  - ・輝度計：○○○○○

照度 (lx)	紫外線強度	20 分後の輝度 (mcd/m <sup>2</sup> )

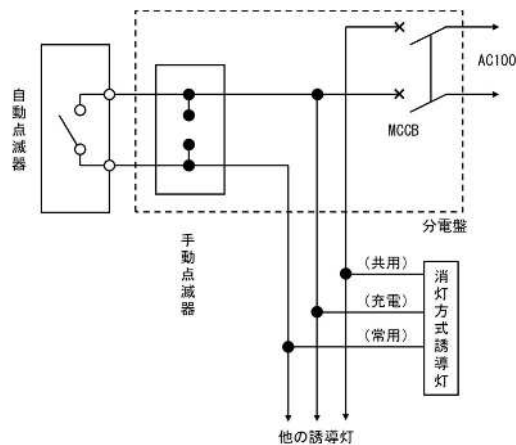
別添第 1 図 点滅等の停止専用煙感知器の設置例



別添第 2 図 機器接続の例

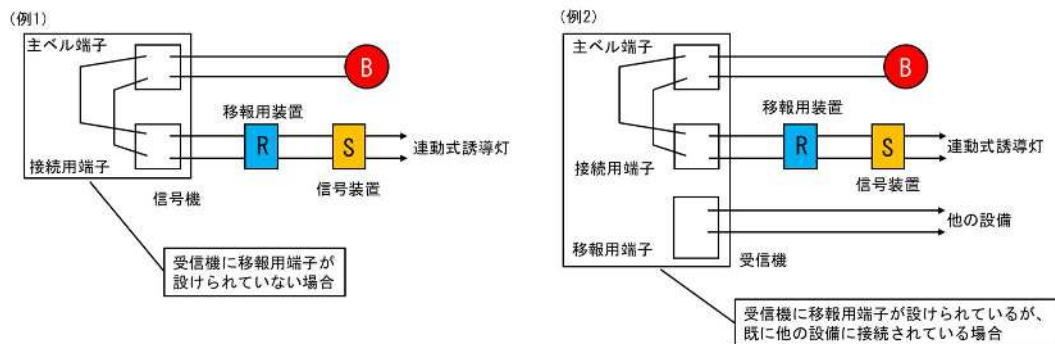


別添第 3 図 屋内階段等における消灯方式



- 1 屋外階段に設ける場合の自動点滅器は、光電式のものとする。
- 2 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニの箇所に設ける場合の自動点滅器は、扉等の開閉に連動する点滅器とする。
- 3 誘導式負荷容量に応じ、連動開閉器を設けること。
- 4 手動点滅又は点検のため、手動点滅器を設けることができる。

別添第 4 図 移報用を用いる場合の接続図



別添第 5 図 移報用装置の回路図

